

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月29日
【計算期間】	第 9 期（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日）
【ファンド名】	ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド (Nomura Best Trend Fund, a Series Trust of Nomura Best Trend Series Trust)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小林 穰
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 猪狩 勇人
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 5863
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注 1) ユーロおよび米ドルの円貨換算は、それぞれ平成28年 5 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 ユーロ = 123.65円および 1 米ドル = 110.94円 ）によります。以下、ユーロおよび米ドルの金額表示はすべてこれによります。

注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注 3) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年 1 月 1 日に始まり12月31日に終了する 1 年をいいます。ただし、第 1 期計算期間とは、平成19年 4 月25日（ファンドの運用開始日）から平成19年12月 31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、価格変動性が高い中での高リターンを目指し、長期にわたる投資元本の成長を達成することです。

受託会社（以下に定義します。）は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（以下「本社債発行会社」といいます。）が5,500,000,000米ドルグローバル・ストラクチャード・ノート・プログラム（当初のプログラムへの変更を含みます。）（以下「本社債プログラム」といいます。）に基づいて発行した米ドル建て2017年満期インデックスリンク償還社債（以下「本社債」といいます。）に主に投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指します。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）の数に制限はなく、管理会社（以下に定義します。）の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、2007年2月8日付マスター信託証書（2007年3月8日付および2015年5月29日付修正証書により修正済。）（以下総称して「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、個別のポートフォリオまたはシリーズ（当該シリーズ・トラストに資産および負債が帰属します。）が設定および設立される場合があります。シリーズ・トラストにつき複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2007年2月8日付追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるトラストのシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「金融監督委員会」といいます。）の規制下にありますが、トラストはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。トラストは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

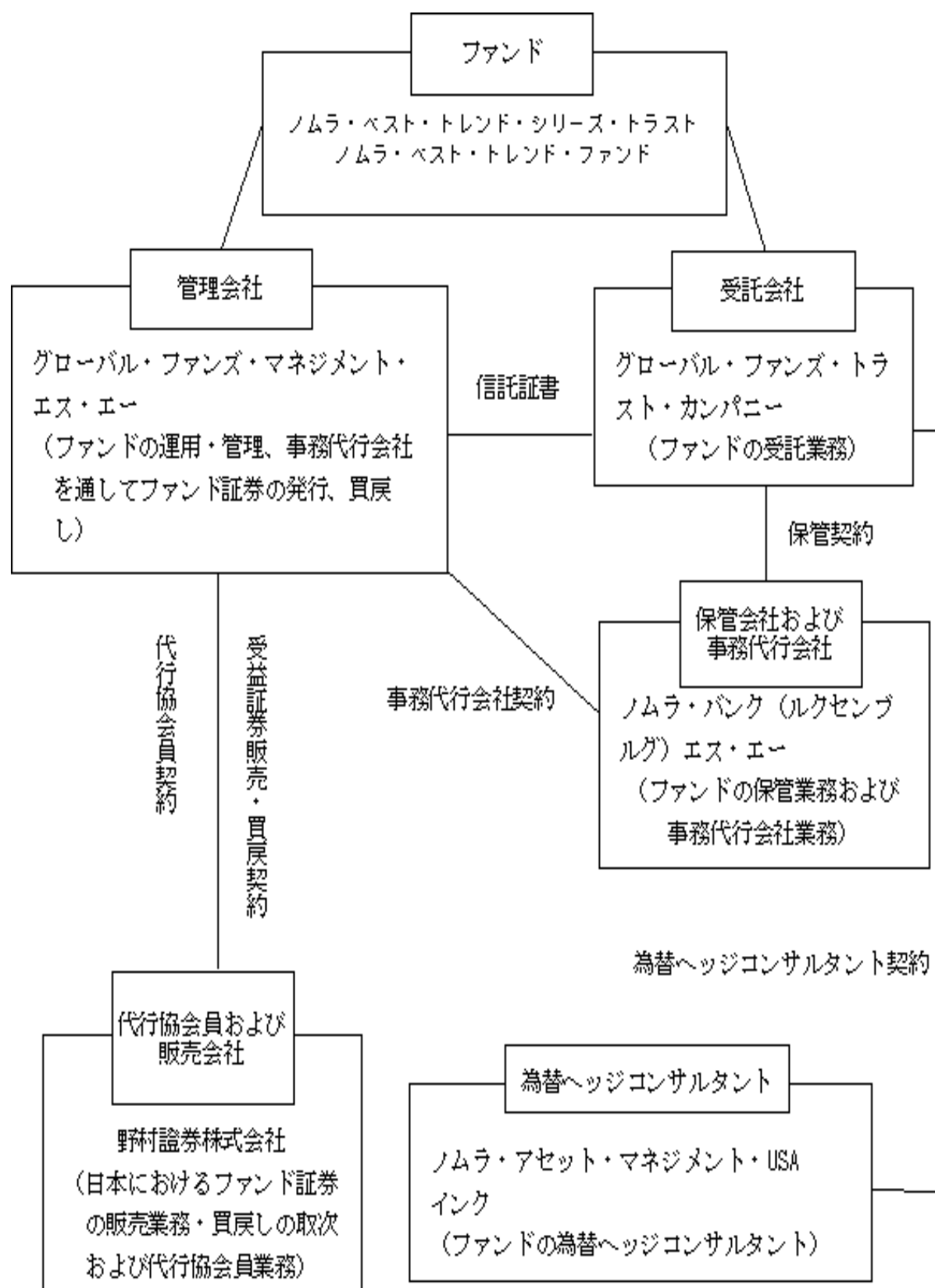
管理会社が、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券の発行・買戻しを行う独占的な権利を有します。管理会社は受益証券の発行・買戻権限を事務代行会社（以下に定義します。）に委任しています。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2007年2月8日	マスター信託証書および追補証書締結
2007年3月8日	修正証書締結
2007年4月2日	日本におけるファンド証券の募集開始
2007年4月25日	ファンドの運用開始
2015年5月29日	修正証書締結
2015年6月30日	2015年5月29日付修正証書の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンドの運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しについて規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「受託会社」といいます。)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の管理および保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2007年2月8日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2007年2月8日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「販売会社」または「代行協会会員」といいます。)	代行協会会員および日本における販売会社	2007年2月23日付（2015年5月20日付（2015年6月26日発効）で修正済。）で管理会社との間で代行協会会員契約（以下「代行協会会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会会員業務について規定しています。 2007年2月23日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
ノムラ・アセット・マネジメント・USA インク (Nomura Asset Management U.S.A. Inc.) (以下「為替ヘッジコンサルタント」といいます。)	為替ヘッジコンサルタント	2007年2月23日付で受託会社とノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インクとの間で為替ヘッジコンサルタント契約（2012年12月13日付の受託会社、ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インクおよび為替ヘッジコンサルタントとの間の更改契約（2012年12月20日発効）により更改済。以下合わせて「為替ヘッジコンサルタント契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための為替ヘッジコンサルタント業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

（注3）代行協会会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会会員が、ファンドの1口当り純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書(以下「目論見書」といいます。)および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会会員業務を提供することを約する契約です。

- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注5) 為替ヘッジコンサルタント契約とは、ファンドのAクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引(以下に定義します。)に際し、受託会社を支援することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法(その後の改正を含みます。)(以下「1915年8月10日法」といいます。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に規定されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社
- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社
- 管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

() 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(以下「2013年法」といいます。)の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

() 資本金の額(2016年4月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約4,637万円)で、2016年4月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約309万円)の記名式株式15株を発行済です。

() 会社の沿革

1991年7月8日設立。

() 大株主の状況

(2016年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としめない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、ファンドに関する目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、トラストおよびファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年））による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。

- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法(2013年改正)(金融庁(改正)法(2015年)による改正を含みます。)、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(Ernst & Young Ltd.)です。トラストの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- () ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- () 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配布される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- () ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- () ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- () ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- () 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年12月に到来する評価日(以下に定義します。)に係る計算日(以下に定義します。)に算出される純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、当該評価日における純資産価格が計算日に計算された後、ファンドの受益者名簿(以下「受益者名簿」といいます。)に名前のある各受益証券の保有者(以下「受益者」といいます。)により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社の取締役は、高額な罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行につ

いてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、価格変動性が高い中での高リターンを目指し、長期にわたる投資元本の成長を達成することです。

受託会社は、本社債発行会社が本社債プログラムに基づいて発行した本社債に主に投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指します。

本社債発行会社は、日本最大の証券グループ、また世界最大の証券グループの１つとされる証券グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の完全子会社として1986年１月22日に英国において有限責任会社として設立されました。本社債発行会社は、1986年10月27日に株式会社として登録され、その直後に、認可を受けた預金預入機関として取引を開始しました。1987年11月には、本社債発行会社は、1987年銀行法に基づき、イングランド銀行から銀行業に関する全面的な権限を付与され、現在は金融行為監督機構（以下「FCA」といいます。）により規制されています。2015年９月30日現在、本社債発行会社は、10,479,248,000米ドル（相当）を超過する総資産および545,012,000米ドル（相当）の払込済株式資本を有しています。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（トラスト（およびファンド）の設立に関する手数料および費用の総額を控除後）は、本社債に投資されています。本社債へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されています。

本社債の投資収益は、イングランドおよびウェールズの法律に基づき設立され、英国の規制を受けている会社であるノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（かかる資格において、以下「参照インデックススポンサー」といいます。）が計算し、公表する、商品投資顧問会社（「CTA」といいます。）指数であるノムラ・ベスト・トレンド・インデックス（米ドル建て）（以下「参照インデックス」といいます。）に連動します。参照インデックスに関する情報は、下記の「本社債」の項に記載されています。

為替ヘッジ取引

本社債は米ドル建てです。しかしながら、Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券のいずれも円建てです。したがって、受益者は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされています。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし全く排除することではありません。）し、日本円に対する米ドルの価値の下落からＡクラス受益証券を保護することを目的としています。受託会社がファンドの為替ヘッジ取引を計画できるよう支援するため、受託会社は、受託会社に対しアドバイスを行う為替ヘッジコンサルタントを起用しています。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはＡクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれます。これらの取引を総称して「為替ヘッジ取引」といいます。為替ヘッジ取引がうまくいき、為替リスクを軽減するという計画どおりにヘッジできるという保証はありません。

為替ヘッジ取引が行われる場合、かかる取引は主に、その時点のＡクラス受益証券の日本円による価値を維持することを追求します。

為替ヘッジ取引の費用は、Ａクラス受益証券のみに帰属しますが、かかる費用を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、かかる費用は、主に米ドルと日本円の金利差により決定されます。

Ｂクラス受益証券もまた、日本円建てですが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しません。

為替ヘッジコンサルタントの唯一の責任は、受託会社に対してアドバイスを提供することであり、受託会社はその絶対的な裁量において自由にその採否を行うため、為替ヘッジコンサルタントは、Ａクラス受益証券に関するファンドの為替ヘッジ取引について責任を負わず、かつ、為替ヘッジ取引に関する責務を一切負わないものとします。

本社債

本社債の提示された要項の骨子は以下のとおりです。

本社債発行会社： ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー

計算代理人： ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

シリーズ番号： 247

トランシェ番号： 1

指定通貨： 米ドル

額面総額：

() シリーズ： 118,150,000米ドル

() トランシェ： 118,150,000米ドル

() 発行価格： 額面総額の100.00%

券面額： 各本社債につき10,000米ドル

発行日： 2007年4月27日

本社債評価日： 2017年9月21日（予定。以下「本社債予定評価日」といいます。）。ただし、本社債評価日は、計算代理人が本社債予定評価日において参照インデックス修正事由または参照インデックス中断事由（それぞれ、以下に定義され、さらに以下で詳述されます。）の発生を認識した場合には、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為するかかる計算代理人により、本社債予定評価日から15ロンドン営業日（以下に定義します。）以内の日まで延期されることがあります。

「ロンドン営業日」とは、ロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨預金を含みます。）を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

満期日： 2017年9月29日（以下「予定満期日」といいます。）。ただし、上記に従い本社債評価日が調整される場合、満期日はかかる条件に従って延期されますが、この場合満期日は、予定満期日から15ロンドン営業日以内の日までとします。

償還／支払の基準： インデックスリンク償還

各本社債の最終償還額： 以下の算式に従って計算代理人により計算された金額とします。

券面額 × [(最終参照インデックス値 / 当初参照インデックス値) - 債券管理手数料]

上記算式につき、以下の用語は以下の意味を有します。

「最終参照インデックス値」とは、本社債評価日における参照インデックス値（以下に定義します。）をいいます。

「当初参照インデックス値」とは、2007年5月22日（以下「当初決定日」といいます。）における参照インデックス値をいいます。疑義を避けるために付け加えると、当初参照インデックス値は、参照インデックス開始値（以下に定義します。）、すなわち100.00に等しい値とします。

「債券管理手数料」とは、 $0.35\% \times N$ （ N とは、当初決定日（当日を含みます。）から本社債評価日（当日を除きます。）までの間に経過した年数に相当します。）の値を意味します。1年に満たない期間についての計算は、当該暦日数を（うるう年内にあたらない日については）365または（うるう年内にあたる日については）366で除した値に基づいて行われます。

早期償還：

本社債は、早期に、本社債発行会社により本社債の所持人（以下「本社債権者」といいます。）に対して通知される日（以下「早期償還日」といいます。）に償還されることがあります。

早期償還が行われることがあるのは、以下のいずれかの場合です。

（ ） 特定の税制上の事由もしくは規制上の事由が発生した場合

（ ） 債務不履行の場合

（ ） 本社債発行会社が以下のいずれかを認識した場合

(a)参照インデックスに関して（参照インデックスに関して参照インデックススポンサーによって行われた推定値の算出、修正、代替またはその他の選択にかかわらず）、ある時点において参照インデックス修正事由もしくは参照インデックス中断事由が発生し継続していること、もしくは

(b)参照インデックス値の計算および／もしくは公表が、参照インデックススポンサーもしくは計算代理人が随時決定するその他の者により中断および／もしくは制限されていること。

本社債は、早期償還日に償還される場合に、10,000米ドル未満の値で償還されることがあります。

各本社債につき、早期償還に際して支払われる早期償還額：

早期償還日に本社債を償還する目的のために本社債の価格が計算される日として本社債発行会社により本社債権者に対して通知される日（以下「早期償還予定評価日」といいます。）において、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人により、直近の参照インデックス値およびその他必要と判断する要素を考慮した額から、早期償還費用（以下に定義します。）を差し引いて決定された各本社債の市場価格に等しい額（以下「早期償還額」といいます。）とします。

「早期償還費用」とは、各本社債につき、かかる早期の償還に関して本社債発行会社またはそのいずれかの子会社に関連するまたはそれらにより負担された一切の費用の総額を比例按分した額に相当する額をいい、かかる額には、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人により決定された資金調達関連費用および本社債に関するヘッジ・ポジションの手仕舞いに関連する費用を含みますが、これらに限られません。

早期償還予定評価日において、参照インデックス修正事由または参照インデックス中断事由が存在する場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、当該日を早期償還予定評価日より15ロンドン営業日以内の日まで延期することができ、その結果（必要があれば）早期償還日も延期することができます。

税制上の理由による償還の可否：可

流通市場：

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（その資格において、以下「ディーラー」といいます。）は、通常の市況下で、関連する評価日に開示された参照インデックス構成ファンドユニット（以下に定義します。）の純資産価格に基づく公式な純資産価格（以下「公式社債価格」といいます。）で本社債の買戻しを行う予定です。本社債権者は、買戻し通知を出すことができ、かかる通知は、当該評価日の到来する月の10暦日の後、最初のロンドンおよびルクセンブルグにおける営業日（かかる10暦日がロンドン、ルクセンブルグおよび東京における営業日（以下「流通市場営業日」といいます。）でない場合には、翌流通市場営業日が10暦日とみなされます。）の午後3時（ロンドン時間）までにディーラーに到達しなければならない、またその通知には、ディーラーが、指定された本社債を買戻すことを要求する旨が記載されます。各買戻し通知は、本社債1券面の整数倍（ただし、本社債10券面を最小限とします。）またはディーラーがその裁量で決定することのできるその他の数ごとに行うものとします。買戻しにかかる送金は、米ドル建ての電信送金により行われるものとし、公式社債価格の公表の日から3ロンドン営業日以内に送金されることが予定されています。本社債の価格の決定にかかる詳細については、下記「第一部 第2 3 （1）資産の評価」の項をご参照下さい。

本社債は、参照インデックスの運用実績に連動しています。本社債の価格の決定にかかる詳細については、本書の「第一部 第2 3 （1）資産の評価」の項をご参照下さい。

本社債は、大券により表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイおよびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニムを代理する共通預託機関に預託されています。

参照インデックス

ノムラ・ベスト・トレンド・インデックス（米ドル建て）は、トレンドに基づいた商品投資顧問会社のポートフォリオ（以下「参照インデックス構成ファンド」といいます。）に投資する投資戦略を複製することを目的とする指数です。商品投資顧問会社は、一般にコンピュータを利用したトレーディングシステム（多くの場合、100を超える国際金融派生商品のポートフォリオをカバーします。）に依存する共同投資ヴィークルです。これらの対象資産には、一般に、株価指数、債券、短期金利、通貨、貴金属、穀物、家畜、エネルギー、卑金属および農作物が含まれます。商品投資顧問会社は、通常、独自のシステムを使用し、世界各地のこれらの市場における毎日の価格変動に追従し、またポートフォリオが各市場/有価証券においてどれだけロング(買い建て)またはショート(売り建て)であるべきかを判断するための一定の計算を毎日実行しています。かかるトレーディングシステムの収益性は、これらの市場における観測可能なトレンドが、上下方向に、より大きな動きとなって現れることにより生み出されます。

参照インデックススポンサーは、参照インデックスに関するアドバイスの提供を受けるため、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（かかる資格において、以下「参照インデックスモニター」といいます。）を起用しています。参照インデックスモニターは、参照インデックスの組成、リバランスおよび調整に関し、参照インデックススポンサーにアドバイスを提供する責務を負います。参照インデックスモニターは、参照インデックスの組成、リバランス、調整または計算を行う権限を有さず、参照インデックススポンサーにアドバイスを提供する責務のみを負います。

参照インデックス構成ファンド

参照インデックスは、参照インデックス構成ファンドのユニット（以下「参照インデックス構成ファンドユニット」といいます。）により構成されています。商品投資顧問会社として通常分類される会社または投資ヴィークルの株式または持分は、一般的に参照インデックスに含まれる資格を有します。

参照インデックス開始日（以下に定義します。）から、参照インデックスはアспект・ディバースィファイド・ファンドおよびウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドの2つの参照インデックス構成ファンドのパフォーマンスに追従しています。

アспект・ディバースィファイド・ファンドは、1998年12月3日にケイマン諸島にて設立されたオープンエンド投資信託会社です。アспект・ディバースィファイド・ファンドの投資マネージャーは、1997年にアンソニー・トッド、ユージー・ランバート、マーティン・ルーイックおよびマイケル・アダムにより設立された商品投資顧問会社、アспект・キャピタル・リミテッドです。彼らは、全員、先物アドバイザーであるアダム・ハーディング・アンド・ルーイック（以下「AHL」といいます。）の目覚ましい発展に深く関わった人物です。AHLは1994年にイーディーエフ・マン・グループ・リミテッドに買収され、そこで、マネジド・フューチャーズ投資におけるシステムの定量的分析の技法の活用を発展させました。2016年3月31日現在、アспект・ディバースィファイド・ファンドが運用している資産の総額は、約862百万米ドルに相当します。提出日現在、参照インデックスに含まれる当該参照インデックス構成ファンドユニットは、アспект・ディバースィファイド・ファンドの米ドル建てクラスA株式となります。

ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドは、英領ヴァージン諸島の1996年ミューチュアル・ファンド法に基づいて1997年6月に設立された有限責任オープンエンド投資信託会社です。ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドは、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドを、その投資アドバイザーとして任命しています。ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、先物、オプションおよび先渡取引の国際市場における投資アドバイスを提供することを目的として1997年に設立され、2016年3月31日現在、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドの運用資産額は約13,271百万米ドルでした。ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドの設立者および主要株主は、デビッド・ウィントン・ハーディングで、先物業界において20年を超える経験を持っています。ハーディング氏は、1994年にイーディーエフ・マン・グループ・リミテッドに買収された先物アドバイザーであるAHLの共同設立者のうちの1人でした。ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドの投資哲学は、複合的な成長を通じ、長期にわたる投資元本の成長を達成することを目的としています。これは、特定の市場における有利な条件または資産価値の一般的な上昇に依存することなく、分散型取引スキームを遂行することにより達成されます。提出日現在、参照インデックスに含まれる当該参照イ

ンデックス構成ファンドユニットは、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドの米ドル建てクラスB株式です。

参照インデックスにおける2つの参照インデックス構成ファンドユニットの比重は、参照インデックスモニターからのアドバイスを得た上で、参照インデックススポンサーが決定した一定の目標配分割合に基づき、選択されます。この目標配分では、参照インデックスのシャープレシオを最大化することを目的とすると同時にまた、主要な日本の株式指数に代表される日本国内の株式市場全体に対する参照インデックスの相関性を最小化することを目的としています。参照インデックススポンサーは、毎年11月および5月の半年ごとに、参照インデックス構成ファンドユニットの配分割合をこの目標配分割合に一致させるため、調整を行います。

参照インデックス構成ファンドユニットの入れ替え、削除、追加または目標割合の再配分を要する場合、参照インデックススポンサーは、かかる変更を行う前に、参照インデックスモニターからのアドバイスを考慮することができます。参照インデックスモニターは、参照インデックスのリバランスまたは調整を行う権限を有さず、参照インデックスの組成、比重の調整または計算の責務を負いません。

参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格に基づく参照インデックスの公式の値（以下「参照インデックス値」といいます。）は、米ドルで表示され、2007年5月22日（以下「参照インデックス開始日」といいます。）に初めて正式に決定され、その日の参照インデックス値は100.00でした（以下「参照インデックス開始値」といいます。）。

参照インデックスの計算およびリバランス

各参照インデックス公表日（以下に定義します。）において、参照インデックススポンサーは、当該日現在における各参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格および参照インデックスに含まれる当該参照インデックス構成ファンドユニットのユニット数（以下「参照インデックス比重」といいます。）の積の合計として、参照インデックスの値を決定します。参照インデックス公表日における参照インデックス値の公表後、参照インデックススポンサーは、当該日に関して発生した参照インデックス管理手数料（以下に記載します。）を反映させるため、参照インデックス構成ファンドユニットの参照インデックス比重を調整します。

「参照インデックス公表日」とは、各暦月の15日ロンドン営業日（この日に参照インデックススポンサーは、直前の暦月末において開示された参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格に基づき参照インデックスの値を決定します。）をいいますが、当該日に関して参照インデックス修正事由または参照インデックス中断事由が発生した場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する参照インデックススポンサーは、その後のロンドン営業日を当該参照インデックス公表日として指定することができます。

参照インデックス構成ファンドユニットの当該純資産価格は、投資顧問報酬、取引手数料および他の管理費等（ただし、これらに限られません。）の参照インデックス構成ファンドユニットに関する一定の費用を控除して計算されます。

後継の参照インデックスおよび/または後任の参照インデックススポンサー

参照インデックスが（ ）参照インデックススポンサーにより計算および公表されず、計算代理人が容認しうる後任のスポンサーにより計算および公表される場合、または（ ）計算代理人の判断により、参照インデックスの計算に用いられる場合と同様もしくはほぼ同様の算式および計算方法が用いられる後継のインデックスにより代替された場合、それぞれの場合において当該インデックスが参照インデックスとみなされます。

参照インデックス修正条項

本社債の存続期間中における下記の事由の発生により、これらの事由に対応するため、参照インデックススポンサーが参照インデックスを調整しなければならない可能性があります。また、場合によっては（一定の状況下では）参照インデックスの参照インデックス構成ファンドユニットに対するエクスポージャーを永久的に0%（すなわち準備資産（下記の「参照インデックス中断事由」と題した段落に定義および記載されます。）に対する参照インデックスの配分を100%とすること）に設定しなければならない可能性があります。

参照インデックス構成ファンドユニットの投資マネージャー（以下「参照インデックス構成ファンドのマネージャー」といいます。）による当該参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格の計算または表示の基準が、ある時点で変更された場合、これに応じるため、参照インデックススポンサーは、その単独の裁量により、適切と考える方法で、参照インデックスの計算基準を調整することができますが、その義務は負いません。

参照インデックス修正事由

参照インデックススポンサーが下記（以下それぞれ「参照インデックス修正事由」といいます。）を認識した場合、参照インデックススポンサーは、誠実かつ商業的に相応な方法で、合理のおよび適切であるとみなすところに従い、参照インデックスの計算基準に対して、対応する調整を行うことができます。

- a) 参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格が公表されていないか、または予定された時点で参照インデックススポンサーが使用可能な状態でない場合
- b) 参照インデックス構成ファンドおよび/もしくは参照インデックス構成ファンドのマネージャーが手数料もしくは取引規則を課すか、または参照インデックス構成ファンドユニットにおける税額控除もしくは源泉徴収等（ただし、これらに限られません。）の取引の実際の費用を増加させる事由が発生した場合
- c) 参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格およびその将来における公表が、信頼性に欠け、不正確であり、または価値を表していない場合

かかる対応には、上記の事由を考慮するため、参照インデックス値の計算における参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格の推定値または修正価格を、不明なまたは公表された価格の代わりに利用することが含まれます。かかる推定値または修正価格は、市況、参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格の入手可能な最終価格および参照インデックススポンサーが重要と考える他の条件に基づくものとします。参照インデックスの計算において当該価格が利用された場合、将来において（遡及してデータを補充したり等の）変更は行われません。

参照インデックス中断事由

参照インデックススポンサーが下記（以下それぞれ「参照インデックス中断事由」といいます。）を認識した場合、

- a) 参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格の公表が永久に停止された場合
- b) 参照インデックス構成ファンドおよび/または参照インデックス構成ファンドのマネージャーの清算、解散または終了のための命令または有効な決議が行われた場合
- c) 行為、条件または状況（参照インデックス構成ファンドおよび/または参照インデックス構成ファンドのマネージャーが適法に権利関係に入り、かつこれを行使し、およびその義務を履行かつ遵守することを可能にするため、現在または過去のあらゆる時点において取得、履行または完了することが要求された、同意、承認、授權、免除、届出、認可、命令、記録または登録の取得または実行を含みますが、これらに限られません。）が実行、履行もしくは完了されず、または取消された場合
- d) 裁判所においてまたは政府もしくは規制当局もしくは機関により、参照インデックス構成ファンドおよび/もしくは参照インデックス構成ファンドのマネージャー、そのグループの一員または参照インデックス構成ファンドおよび/もしくは参照インデックス構成ファンドのマネージャーにサービスを提供する契約を締結した会社に対し、参照インデックススポンサーがその単独の裁量により重要であるとする法的措置、訴訟、法的手続、審理または審査が実行もしくは遂行され、または係争中である場合
- e) 参照インデックス構成ファンドおよび/または参照インデックスの計算方法の参照のために参照インデックス構成ファンドを利用することにに関する条件または契約（ライセンス契約、取引契約および報告要件等を含みますが、これらに限られません。）が履行されないか、または修正もしくは取消された場合

- f) 参照インデックス構成ファンドユニットの純資産価格およびその将来における公表が入手不可能であり、信頼性に欠け、不正確であり、または価値を表していない場合
- g) ()参照インデックス構成ファンドに関し、参照インデックススポンサーに提供される情報が程度を問わず誤解を与えもしくは不正確であり、または()参照インデックス構成ファンドに関し、事前に参照インデックススポンサーに提供された情報を考慮すると、参照インデックス構成ファンドのパフォーマンス、管理もしくは運用に対する参照インデックススポンサーの見解に悪影響を与える新たな情報が明らかになった場合
- h) 参照インデックス構成ファンドに係る条件、事由、状況、事実または事柄(参照インデックス構成ファンドに関する、参照インデックス構成ファンドのマネージャーの詐欺行為、変更、後任の参照インデックス構成ファンドのマネージャーの任命、参照インデックス構成ファンドの義務を履行する主要人員の変更、参照インデックス構成ファンドによる投資目的の違反、参照インデックス構成ファンドに適用される投資目的、様式もしくは規制の変更、参照インデックス構成ファンドの重要な契約の条項の変更等を含みますが、これらに限られません。)が発生し、参照インデックススポンサーがこれを単独の裁量により重大であると決定した場合
- i) 参照インデックス構成ファンドユニットの取引予定が変更され、その申込みおよび/もしくは換金に係る流動性が低下し、参照インデックス構成ファンドの運用下にある資産が参照インデックス開始日と比較して著しく減少し、または(かかる事由が参照インデックス構成ファンドの目論見書上で許されているようにも)参照インデックス構成ファンドの保有もしくは取引(いかなる形態においても)を、全体的もしくは部分的に、もしくは永久的もしくは一時的に制限するその他の事由が発生した場合

参照インデックススポンサーは、誠実かつ商業的に相応な方法で、当該状況を下記により是正することができます(ただし、その義務は負いません。)

- (1) 関連する参照インデックス構成ファンドユニット(以下「参照インデックス構成ファンド関連ユニット」といいます。)の一部または全部を、商品投資顧問会社(CTA)として一般に分類される1つ以上の後継会社または投資ヴィークルの持分または株式と入れ替えること(かつ適切な場合、これに対応する参照インデックス構成ファンドのマネージャーを交代すること、ならびに参照インデックススポンサーが重要であると考え参照インデックス自体および参照インデックスの他の条件に対し、これに対応する調整を行うこと。)。これにより、商品投資顧問会社(CTA)として一般に分類される後継会社または投資ヴィークルのユニットが、当該入替日から参照インデックス構成ファンドユニットであるとみなされます。
- (2) 参照インデックス構成ファンド関連ユニットを理論上、誠実かつ商業的に相応な方法で計算代理人により決定される価格(以下「理論上の売却価格」といいます。)で売却し、かかる売却手取金を、代替的な理論上の資産(以下「準備資産」といいます。)(1ヶ月米ドルLIBOR BBA(British Bankers' Association)に相当する利率で利息を得る固定利付ユニットとされます。)に配分すること。当該時点より、参照インデックス構成ファンド関連ユニットに属する参照インデックスの該当部分の100%が、準備資産に配分されます。ただし、計算代理人の単独の裁量での判断により、参照インデックス中断事由が存在しなくなった場合(かかる時点において(準備資産へかかる配分が行われているか否かを問わず)理論上、準備資産に配分された金額は、計算代理人の決定により、参照インデックスの計算の表示基準が適用されるよう、すべて調整されます。)はこの限りではありません。理論上の売却価格が計算代理人により決定され、参照インデックス中断事由が発生し、継続している場合、その値または価格は、参照インデックス構成ファンド関連ユニットの直近の入手可能な純資産価格よりも著しく低下し、ゼロになる可能性もあります。

参照インデックススポンサーは、参照インデックス値を計算するため上記の方法を採用し、参照インデックススポンサーによるかかる方法の適用の決定は、明白な誤りがない限り、最終的なものとなります。参照インデックススポンサーは、単独の裁量で行為するものとして、適切とみなすところに従い、参照インデックススポンサーの単独の見解において、()本書の規定の不明確性を除去し、訂正もしくは補充すること、()本書の規定の商業的効果を著しく変化させる、情報の計算もしくは提供の基準の変更を緩和すること、もしくは()情報提供者もしくは情報源を交替させることを目的としてまたは、かかる方法を修正し、もしくは変更することを必要とする市場、規制、法律、会計もしくはその他に関して発生した状況に対応するために、随時かかる方法を自由に修正できるものとします。

参照インデックス管理手数料

参照インデックスにつき、参照インデックス値（各参照インデックス公表日において当該期間相当分が計算されます。）の年率0.50％に相当する管理手数料が控除されます。参照インデックスモニターは、参照インデックススポンサーに対するアドバイスの提供の対価として、かかる管理手数料のうち半分（年率0.25％）を受領します。残りの年率0.25％分が、参照インデックスの継続的な管理および計算の対価として、参照インデックススポンサーに支払われます。

参照インデックス構成ファンド

上記のとおり、参照インデックスは、参照インデックス開始日より、アスペクト・ディバーシファイド・ファンドおよびウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドの2つの参照インデックス構成ファンドのパフォーマンスに追随します。

アスペクト・ディバーシファイド・ファンド

アスペクト・ディバーシファイド・ファンド（以下「アスペクト・ファンド」といいます。）は、アスペクト・キャピタル・リミテッド（以下「ACL」といいます。）をその投資マネージャーに任命しています。ACLの投資アプローチは、厳密な調査、統制のとれた計画的な実施、確固としたリスク管理ならびに効率的な市場へのアクセスおよびその実行を重視します。

アスペクト・ディバーシファイド・プログラム

アスペクト・ファンドは、債券、通貨、金利、株式、株式指数、債券、主要な現物商品およびデリバティブ（以下に定義します。）を含む（ただし、これらに限定されません。）広範なグローバル金融商品の市場行動の方向性の特定および利用を目的とした複数のトレーディング戦略を展開する、広範な分散型のグローバル・トレーディングシステムであるアスペクト・ディバーシファイド・プログラム（以下「アスペクト・プログラム」といいます。）を用います。

「デリバティブ」とは、ACLがアスペクト・ファンドの投資マネージャーとしての資格において適宜決定する、先物、先渡、オプションもしくは差額契約（FCAによる公認または指定を受けた、英国もしくは海外の投資取引所または決済機関で取引されたものであるか、取引所外で取引されたものであるかを問いません。）、私的な交渉に基づく店頭デリバティブ契約および／または偶発債務取引を含む（ただし、これらに限定されません。）様々なデリバティブ商品または手法をいいます。

個別の市場へのエクスポージャーを比較的小さくすることによって真の分散投資の実現を目指します。アスペクト・プログラムの中核目的は、（ ）中期的な資本増価を強力に達成すること、（ ）統制のとれた定量的かつ体系的な投資プロセスを用いて上昇相場および下降相場のいずれにおいても利益獲得機会を追求し、これを利用すること、（ ）従来の債券市場および株式市場の動向全般を避けて真の分散投資を行い、これにより従来の投資ポートフォリオのリスク／リターン・プロファイルの強化において重要な役割を果たすこと、ならびに（ ）事前に定義されかつ監視されているリスク制限を遵守し、市場相関性、ボラティリティ、流動性および市場へのアクセスのコストを含む（ただし、これらに限定されません。）要因に基づき市場リスクを決定するという、一貫した投資プロセスを用いて広範囲の市場およびセクターで運用することによりリスクを最小化することです。

アスペクト・プログラムを支える投資アプローチは、独自のもので、1983年以降マイケル・アダムおよびマーティン・ルーイックにより改良されてきています。ACLの投資哲学は、首尾一貫しており、市場行動が無作為なものではなく、むしろ高度な定量的研究および統制のとれたアプローチを通して利益追求のために特定し活用することができる、統計的に測定可能かつ予測可能な価格の変動および変則性を含んでいるというACLの信念から生まれた、投資への統制のとれたアプローチを含んでいます。

アスペクト・プログラムは、市場データ（現在および過去の価格データを含みます。）の収集、処理および分析ならびに市場行動の方向性（または「トレンド」）の特定および活用を行う全自動システムを採用しており、様々なタイムスケールにわたるトレンドを活用するために様々な頻度で取引を行っています。シグナル全体に基づいてポジションがとられており、リスク管理のために調整されます。

一般に、アスペクト・プログラムは、取引市場の多くにおいてポジションを維持しています。市場における集中は、トレンドの強度により異なります（セクターにおける集中または地域における集中についても同様です。）。証拠金比率は毎日モニターされ、各市場におけるアスペクト・ファンドのエクスポージャー・レベルは常に定量化可能であり、市場のボラティリティおよび流動性に応じて変化します。

配分方法

ACLによるアспект・プログラムの利用は、特定の市場に対する当初からの嗜好に基づくものではありません。むしろ戦略および個別の市場への配分は、流動性、相関性および取引コストを含む、様々な要因の分析に依存しています。配分は、現在、様々なレベルの市場ボラティリティおよび市場間の相関性を考慮する長期平均リスクに基づいてなされます。これらの配分は、定期的に検討されることを条件とし、ACLの裁量により適宜変更されることがあります。

リスク管理

投資アプローチの基本原則は、確固としたリスク管理体制の重要性にあります。ACLは、バリューアットリスク（value-at-risk）の手法およびその他のリスク管理手続を用いて、アспект・ファンドのリスクが所定のガイドラインの範囲内になるよう監視します。リスクが所定の上限レベルを超えた場合は、リスクを軽減する取引が執行されます。

通常の状態でアспект・ファンドのリスクが所定の上限レベルを下回った時に、これらの取引は手仕舞いされます。さらに、ACLは、個別の市場レベルおよびポートフォリオ・レベルのいずれにおいてもリスク管理を効率的に行えるように設計されたメカニズムを開発しました。ACLは、市場における取引状況を常に監視し、管理し、その変化に対応するには、高いレベルの透明性が必要であると確信しています。すべての市場またはすべての金融商品において可能であるとは限りませんが、通常、リアルタイムで値付けされる流動性のある金融商品に投資することにより、この透明性は達成されます。

市場へのアクセスおよび取引コスト

ACLは、費用効率の高い方法で取引を行うことの重要性、ならびにアспект・ファンドのパフォーマンスに対する市場の影響および取引コストの重要性を認識しています。ACLは、最善の市場取引結果（有益である限り、電子取引を含みます。）を提供するよう努めるために、取引を行う市場の流動性を考慮します。

研究へのコミットメントおよびアспект・プログラムの改良

ACLのマーケットをリードする研究開発へのコミットメントとは、ACLがその研究能力に重点を置いた投資を行うこと、ならびにアспект・プログラムの開発および（リスク・リターン特性、分散および能力の向上を目指しこれをその中に取り込むために）新たな市場、金融商品、資産クラスおよび戦略の追求を継続的に行っていることを指します。アспект・ファンドの株主は、ACLが自己の裁量でアспект・プログラムの開発および変更を行う権利を留保していることに留意しなければなりません。かかる変更は、投資目的または投資方針の重大な変更とはみなされず、株主への事前の通知をせずに行うことができます。ただし、投資目的または投資方針の重大な変更は、アспект・ファンドのディレクター（以下「アспект・ディレクター」といいます。）の承認を得たうえで、3ヶ月前までにアспект・ファンドの株主に対して通知を行うことによるのみ行われます。

アспект・プログラムは、独自のものであり、ACLにとって機密性が高いものです。したがって、本書に記載されているアспект・プログラムに関する記述は、一般的なものに限られており、完全なものでも絶対的なものでもありません。

分散制限

ACLは、アспект・ファンドの投資マネージャーとして行為し、以下の分散制限を適用します。

- () アспект・ファンドの総資産価額の20%超を1つの発行体の有価証券に対して貸与または投資してはなりません。
- () アспект・ディレクターが適宜任命するアспект・ファンドの主要ブローカーとの取引を除き、（アイルランド証券取引所の上場規則の規定に従い）アспект・ファンドの総資産価額の20%超を、いかなる取引相手方の信用価値または支払不能に対するリスクにもさらしてはなりません。
- () アспект・ファンドは、その原投資のいかなる発行体の法的または経営上の支配権を取得してはならず、またこれを取得しようとしてはなりません。
- () 全体でアспект・ファンドの総資産価額の10%超を不動産に投資してはならず、また現物商品に直接投資してはなりません。
- () アспект・ファンドは、デリバティブおよび短期金融商品への投資につき、リスク分散の一般原則に従います。

全体でアспект・ファンドの総資産価額の40%を上限として、ACLは、これを他のファンドに投資することができ、または他の投資マネージャーにこれを割り当て、その運用を一任することができます（た

だし、他のファンドまたは他の投資マネージャーがリスク分散の原則に従って運用することを条件とします。）。この場合、ACLは、全体で上記（ ）および（ ）の制限の違反とならないよう、原投資を監視します。上記の制限のいずれかにつき違反があった場合、かかる違反が価値の増減、為替の変動、または権利、賞与もしくは現金給付の受領、または当該投資の全所持人に影響を及ぼすその他の行為によるものである場合を除き、ACLは、ただちに是正措置をとらなければなりません。

上記（ ）および（ ）記載の制限は、欧州連合加盟国もしくはOECD加盟国の政府、政府当局もしくは外郭機関が発行もしくは保証する有価証券、または欧州連合加盟国もしくはOECD加盟国の1つ以上が加盟している超国家機関およびその目的のためにアイルランド証券取引所により承認された他の州が発行もしくは保証する有価証券には適用されません。

ブローカーとの取引

アспект・ファンドは、通常、当該取引の状況により、代理人としてではなく自己の勘定（すなわち自己対自己）で取引を行うブローカーとデリバティブを売買します。

配当方針

アспект・ディレクターは、その絶対的な裁量により、株式につき随時配当金を支払うことを提言することができます。アспект・ディレクターは、現時点で配当金の支払を提言する意思はありませんが、この方針を引続き検討する予定です。

ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド

ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド（以下「ウィントン・ファンド」といいます。）は、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド（以下「WCM」といいます。）をその投資アドバイザーに任命しています。WCMは、ウィントン・ファンドの日々の投資判断につき責任を有します。

投資哲学

WCMの投資哲学は、複合的成長により長期的な資本増価を達成することです。これは、特定の市場の好機に依存せず、また資産価値全般の上昇にも頼らず、分散型取引計画を追求することにより達成されます。

投資手法

WCMの投資手法は、コンピュータによるトレーディングシステムを用いた、100を超える国際先物市場、国際オプション市場および国際先渡市場のポートフォリオの取引で構成されます。このシステムは、世界各地のこれらの市場における日々の価格変動に追従し、毎日特定の計算を行い各市場におけるポートフォリオがどの程度ロングまたはショートであるべきかを決定します。価格の上昇が予想される場合はロング・ポジションを設定し、価格の下落が予想される場合はショート・ポジションを設定するのが適切な利益実現方法です。コンピュータでは当然ながら完璧な予測はできませんが、広範な先物市場、オプション市場および先渡市場（取引所で取引される、OTC（以下に定義します。）以外の有価証券で、株価指数、債券、短期金利、通貨、貴金属、穀物、家畜、エネルギー、卑金属、農業等の分野を中心とするもの）において「ベット」を行う際に用いる高度かつ体系的なプログラム構成を使用することにより、十分な期間の経過後に利益が実現されるという合理的な予測を実証することができます。

かかるシステムの収益性は、市場が傾き、かつかかる傾きの結果乱高下するという予測可能なトレンドによって生じます。これは主として、市場参加者の「群集心理学」または「群本能」の影響として説明できます。かかるシステムは、多くの場合、特定の市場または市場グループにおいて、長期にわたり収益性が悪く、大きなポートフォリオにおいても1年以上にわたって収益性が悪いことがあります。しかしながら、ここ数年の間に、かかるアプローチにより過去25年以上にわたり一貫して収益性を維持しうることが判明しました。投資家は、過去の実績が必ずしも将来の実績を示す指標にはならないことに留意しなければなりません。

リスク管理

かかるシステムの運営の重要な点は、リスク管理能力です。ポートフォリオ内の個別市場およびセクターのリスクのみならず、ポートフォリオ全体のリスクも管理しなければなりません。リスクは多面的概念ですが、WCMシステムは、以下の目的を達成するためにバランスをとっています。

- (a) 25%を超える口座価値の下落率の可能性を、低いレベルに制限すること。
- (b) 1ヶ月に10%を超える損失の発生頻度を、約2年に1度に制限すること。

(c) 毎月平均2-3%の利益を上げること。

(d) 各市場において負うリスクと収益とを、常に同一水準に保つこと。

システムは、先物市場および先渡市場における過去の価格変動の統計分析に基づいて開発されました。システムが稼働すると、システムの出力はポートフォリオの取引において厳格に固守されます。明らかに価値のある情報を無視するのは賢明ではないと思われるかもしれませんが、かかるシステムを厳格に固守するという方法の長所が、このアプローチの短所をはるかに上回っています。先物および先渡等のレバレッジを利用する可能性の高い市場取引において成功するには、すべての判断において正解である必要もなく、またあらゆる「衝撃」を味方につける必要もありません。リスクが正確に評価されかつ管理されていることを条件として、取引の体系的な成功パターンに従うだけで十分です。上記の主要な投資目的および投資方針に変更がある場合には、合理的に可能な限り速やかにウィントン・ファンドの株主およびアイルランド証券取引所に対して通知されるものとします。

投資業務

WCMの取引業務では、毎日、極東における営業終了時前（ロンドン時間3時）からシカゴにおける営業終了時（ロンドン時間21時）までポジションの設定およびリバランスが継続的に行われています。WCMは、選ばれたブローカーを通して注文を執行し、それらの相対的なパフォーマンスを注視します。WCMは、すべての顧客の口座に保有されるすべてのポジションおよび現金残高を自己のコンピュータ上の記録と毎日照合し、ポートフォリオの価値をリアルタイムで監視します。

取引の方針および制限

リスクへのエクスポージャーを制限するために、ウィントン・ファンドのディレクターは、WCMおよび現金運用者に対し、ウィントン・ファンドの資産のうちそれらが運用している部分について、以下の取引方針を遵守するよう求めています。

1. ウィントン・ファンドは、投資を行う時点で十分な流動性があり、過度の価格変動を引き起こさずにWCMがポジションを開設または閉鎖することができるWCMが独自に判断する市場（ウィントン・ファンドが取引を行う、先物、商品、通貨、オプションおよびその他のデリバティブの国際市場を含みます。）においてのみ投資を行います。
2. ウィントン・ファンドは、時期を問わず、その純資産価額の50%を超えて当初の証拠金として決済ブローカーに差し入れなければならないレバレッジ取引を行いません。
3. ウィントン・ファンドは、その資産の10%を超える額を当初の証拠金として単一の市場に差し入れません。
4. ウィントン・ファンドは、不動産に投資をしません。
5. ウィントン・ファンドの総資産の20%超を単一の発行体の有価証券に対して貸与または投資してはなりません。この制限は、欧州連合加盟国もしくはOECD加盟国の政府、政府当局もしくは外郭機関が発行もしくは保証する有価証券、または欧州連合加盟国もしくはOECD加盟国の1つ以上が加盟している超国家機関が発行もしくは保証する有価証券には適用されません。
6. ウィントン・ファンドは、その原投資の発行体の法的または経営上の支配権を取得しません。
7. ウィントン・ファンドが負ういかなる取引の相手方当事者の信用価値または支払不能に対するリスクも、その総資産の20%を上限とします。
8. ウィントン・ファンドは、そのデリバティブ取引活動につき、リスク分散の原則に従います。

上記の投資制限は、いかなる投資に対しても、かかる投資が行われた時点で適用されます。WCMは、上記の制限の違反とならないよう、ポートフォリオを監視します。

制限のいずれかにつき違反があった場合、かかる違反が価値の増減、為替の変動、または権利、賞与もしくは現金給付の受領、または当該投資の全所持人に影響を及ぼすその他の行為によるものである場合を除き、WCMは、ただちに是正措置をとるようにしなければなりません。ただし、WCMは、ウィントン・ファンドのポートフォリオの変更を検討する場合、投資制限を考慮するものとします。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（トラスト（およびファンド）の設立に関する手数料および費用の総額を控除後）は、本社債に投資されています。本社債へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されています。

本社債の元本償還は、参照インデックススポンサーが計算し、公表する、CTA指数である参照インデックスに連動します。参照インデックススポンサーは、参照インデックスに関するアドバイスの提供を受けるため、参照インデックスモニターを起用しています。参照インデックスは、参照インデックス構成ファンドユニットの受益証券により構成されています。参照インデックス開始日から効力を有するものとして、参照インデックスはアспект・ファンドおよびウィントン・ファンドのパフォーマンスに追随しています。

為替リスクを軽減し、Ａクラス受益証券の、日本円に対する米ドルの価値の下落を阻止するため、受託会社は、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有します。受託会社がファンドの為替ヘッジ取引を計画できるよう支援するため、受託会社は、受託会社に対しアドバイスをを行う為替ヘッジコンサルタントを起用しています。

ファンドの運用体制に関する詳細については、前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有しているＡクラス受益証券またはＢクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配は、当該分配日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

本書の日付現在、ファンド証券について分配を行わない予定です。分配を行う決定は、管理会社またはその代理としての事務代行会社によりなされます。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則（以下に定義します。）を含む下記の制限に服します。

- (a) 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
- (b) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、融合やその同等の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (c) 株式の取得の制限 ファンドは、（ ）いかなる種類の持分証券にも投資せず、（ ）株式投資を行わず、（ ）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、（ ）会社型投資信託に投資しません。
- (d) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、かかる投資対象の評価方法の透明性を維持するための適式な方法を取ります。
- (e) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用に不利になるような取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。
ファンドはまた、本規則に服し、したがって受託会社および管理会社のいずれもファンドを代理して、
- (f) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (g) 受託会社、管理会社またはファンド以外の当事者の利益を図るために取引を行ってはなりません。
- (h) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資の場合、ファンドが所有するかかる投資対象の価額がファンドの純資産総額の15%を超えることになる投資を行ってはなりません。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また上記（c）のとおり、ファンドは持分証券に投資せず、したがって本規則に規定される株式投資に関する制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は大きなリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙するものではありません。

- (a) 「第一部 第1 2 (1) 投資方針」に記載される戦略またはスキームを実施することが受託会社の意図ではありますが、かかる戦略またはスキームが順調に実施されるとの保証はありません。
- (b) ファンドによる投資は、ファンドが最終的に債券および株式関連商品、通貨、コモディティならびにデリバティブに投資する分散型ポートフォリオに連動する本社債に投資するため、相対的に高いリターンのある一方で、相対的にボラティリティが高くなる可能性があります。
- (c) ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国およびルクセンブルクの政府規制や税制およびシステムの変更またはこれらに関する解釈の変更により直接または本社債の保有を通して悪影響を受ける可能性があります。
- (d) ファンドの本社債は、上記「第一部 第1 2 (1) 投資方針」の「本社債」の項においてより詳しく記載される一定の事由の発生により早期に償還されることがあります。この場合、本社債は、上記「第一部 第1 2 (1) 投資方針」の「本社債」の項に記載される早期償還額にて償還され、当該価格は、本社債の券面額を上回ることも下回ることもあります。
- (e) 受託会社が受益者に対して支払うべき実際の買戻額は、計算代理人が本社債を流通市場において購入するであろう、公式社債価格（ディーラーが負う一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するスプレッドを控除した本社債の純資産価格）に基づいて計算されます。
- (f) 成功報酬 参照インデックス構成ファンドの特定のマネージャーに対する報酬は、個別に計算されます。したがって、一定の支払期間中において参照インデックスの実績が全体としては良くない場合でも、かかる支払期間中に好実績を残した特定のマネージャーは、インセンティブ報酬を受け取る場合があります。受益証券が買戻された後、成功報酬の支払に関する追加の調整は一切行われません。
- (g) デリバティブの使用 受託会社は、Aクラス受益証券に係る為替ヘッジ取引に関して、先渡、オプションおよびスワップなどの店頭デリバティブ商品を利用することができます。かかる契約は取引所において取引されず、銀行およびディーラーが契約当事者となります。Aクラス受益証券は、ファンドが取引する契約当事者が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、米国商品先物取引委員会および銀行当局のいずれも、かかる契約における取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般に、発展段階であり、価格について異常な変動性もしくは不安定性が生じ、市場が流動性をなくし、または信用破綻が生じている期間中、市場がどのように動くかは不確実です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、重大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券の保有者が負うものとしします。
- (h) 為替リスクおよび為替ヘッジ取引 為替ヘッジ取引は、潜在的な為替損失につき、相当程度、Aクラス受益証券を保護することを目的としていますが、同時に、Aクラス受益証券が為替差益から利益を得ることを妨げる可能性もあります。Aクラス受益証券の将来の運用実績を予測することが不可能であることから、Aクラス受益証券は、為替相場の変動リスクに対して、常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる可能性があります。また、かかる為替ヘッジ取引が、Aクラス受益証券の為替リスク軽減に成功するという保証も、またかかるヘッジ取引自体が多大な損失をもたらさないという保証もありません。かかる為替ヘッジ取引は、Aクラス受益証券のみに帰属する費用（多大なものとなる場合があります。）を伴います。受託会社によって為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券に帰属する資産は、本社債への投資に利用することができません。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべてファンドの受益者に帰属するという点に留意して下さい。

本社債に関するリスク要因

本社債の法律上、規制上、税務上および会計上の取扱い、それぞれの管轄区域ごとに異なる可能性があります。本書に提示される本社債についての説明は、一般的な情報提供のみを目的とするものです。

投資の価値は、上昇することもあるれば、下落することもあり、投資家は、特定の状況において、本社債への投資にかかる損失をすべて被ることがあります。

一般的リスク

本社債の評価：本社債の価格は、特に参照インデックスおよび参照インデックス構成ファンドの価値が変動したことを受けて変動します。

調整費用：各本社債の最終償還額の計算にあたり、最終参照インデックスの値は、事務管理費用および手数料を反映させるために、事実上低下します。

インフレ：インフレ率は、インフレが生じていない場合と比較して、本社債の実際の収益率に影響を及ぼすことがあります。

収益：本社債のリターンは、投資が本社債ではなく参照インデックスまたは参照インデックス構成ファンドに対して行われた場合に得られたであろう収益と直接比較することはできない可能性があります。

相関関係：本社債は、参照インデックスの価値と高い相関関係を有さない場合があります、またはかかる価値に追隨して変動しない場合があります。

変動性：本社債の価格は参照インデックスおよび／または参照インデックス構成ファンドの変動によって影響を受けることがあります。

信用リスク：本社債発行会社が本社債に関連して本社債権者に対して支払を行う能力は、本社債発行会社が他の債務を引き受け、または負担した場合には損なわれることがあります。

流動性リスク：特に特定の種類の有価証券の価値に影響を及ぼすような厳しい市場環境が続く間は、当該有価証券の売買を行うことが困難な場合があります。

新興市場および非OECD加盟国における政治的リスク：本社債の実績および／または本社債の購入、売却もしくは買戻しができるか否かは、一般的経済情勢の変化ならびに政治的發展、政府の政策の変更、資本移転に対する制限および規制要件の変更といった不確定要素により影響を受けることがあります。かかるリスクは、新興市場または非OECD加盟国への、またはこれらに関連する投資においては増大することがあります。

元本の保証がないこと：本社債の元本は保証されていません。本社債は、連動する参照インデックスへの直接投資と同じレベルの市場リスクを有しており、したがって本社債権者は、参照インデックスがゼロまで下落した場合には全投資額を喪失することがあります。

流通市場：直接投資とは異なり、本社債には、通常あらかじめ決まった償還日があり、かかる日において本社債は自動的に償還されます。この日より前においては、マーケットメーカーに対してその買呼値で売却することが本社債を売却する唯一の方法となります。ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが恐らく唯一のマーケットメーカーとなりますが、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーは、買呼値が表示されることについて保証しておらず、または価格が表示されたとしても、本社債の理論的評価もしくは本社債権者が本社債を購入した価格に対して、いかなる値となるのかについても保証していません。ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーは本社債の市場を形成する意思を有していますが、いずれの本社債についても継続的に取引が行われること、またはかかる市場が流動的になる、もしくは流動的な状態を維持することを保証することはできません。

本社債発行会社による早期償還：本社債発行会社は、税制上の理由、規制上の事由、参照インデックス修正事由、参照インデックス中断事由ならびに参照インデックス値の計算または公表の停止および／または制限のために、その裁量により本社債を早期償還することができます。

法律および規制：本社債発行会社は、本社債発行会社または本社債に影響を及ぼす規制上の制約または変更を遵守しなければいけません。参照インデックスはまた、その価値に影響を与える法令および／または規制措置に従わなければならない場合があります。

本社債評価日は延期されることがあります：参照インデックス修正事由または参照インデックス中断事由が本社債予定評価日に発生している場合、商取引上の合理的な方法で誠意を持って行為する計算代理人は、本社債予定評価日から15ロンドン営業日以内の日まで本社債評価日を延期することがあります。

計算代理人：計算代理人は、決して参照インデックスと連動するもしくは参照インデックスから価値が派生する本社債を保証することまたはそのために資金を提供することはありません。

参照インデックスのリスク

参照インデックスまたはこれを構成する有価証券への投資に伴う一定のリスクは、下記のとおりです。

共同投資：商品投資顧問会社および類似の投資ヴィークルは、投資家の資産をプールすることを通じて運用を行っています。その後、投資資産は直接的に資産に投資されるか、または多様なヘッジ戦略および／もしくは数学的なモデル化手法を用いて、単独もしくは共同（そのうちいずれもやがて変更される可能性があります。）で投資されます。かかる戦略および／または手法は投機的なものである可能性があり、有効なヘッジではない可能性および多大な損失のリスクを負う可能性があります。かかる戦略および／または手法が用いられている場合、商品の価格を入手することが困難である場合があり、かかる商品の価格は他の投資資産に比して、より大きな割合で低下する可能性があります。共同投資ヴィークルは、規制のない場合が多く、その運用について限られた情報のみを提供し、多大な費用、手数料および仲介手数料が発生し、投資家に多大な手数料を負担させ（未実現利益に基づく報酬を含みます。）、信用基準の下限がなく、空売りの戦略および高水準のレバレッジを採用し、分離口座ではない第三者の口座に担保を提供する可能性があります。

参照インデックスの計算および公表：一定の状況において、参照インデックスの計算または公表が停止される可能性があります。さらに、インデックスの調整および計算は、通常、一定のルールに基づくものであり、報酬が計上され、かつインデックスのスポンサーにより行使可能な裁量を含みます。

参照インデックスの評価：参照インデックスは、参照インデックスに含まれる参照インデックス構成ファンドの正式な純資産価格または市場価格に基づき、計算されます。したがって、参照インデックスの実績は、参照インデックス構成ファンドのパフォーマンスの影響を受け、変動する可能性があります。

参照インデックス管理手数料：参照インデックスは、管理手数料を反映させるため毎月調整され、これにより参照インデックスの値が低下します。

参照インデックス構成ファンドのリスク

投資損失リスクおよび参照インデックス構成ファンドユニット1ユニット当り純資産価格の変動

参照インデックス構成ファンドは、その投資活動を金融商品の売買に限定されます。その結果、かかる投資対象の価格が不利に変動しその他の投資からの利益と相殺できない場合、参照インデックス構成ファンドは損失リスクを被ることがあります。

参照インデックス構成ファンドユニット1ユニット当り純資産価格（以下「参照インデックス構成ファンドユニット1ユニット当りNAV」といいます。）は、純利益または純損失の累計額を参照して決定されます。したがって、参照インデックス構成ファンドユニット1ユニット当りNAVは、時の経過とともに著しく変動することがあり、関連する参照インデックス構成ファンドの取引利益および投資利益によって変動することがあります。

株主（ディーラーとしての資格におけるノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを含みます。）が参照インデックス構成ファンドユニットの買戻時または参照インデックス構成ファンドの終了時に受領する金額は、投資額を著しく下回ることがあります。

レバレッジ

広範な分散を達成するために、参照インデックス構成ファンドは、参照インデックス構成ファンドのポートフォリオに保有される金融商品の想定元本は、通常参照インデックス構成ファンドユニットの

純資産価格の1倍から8倍、または参照インデックス構成ファンドのマネージャーが単独の裁量で適宜決定するその他の倍数のレバレッジを設定します。レバレッジは、収益率の増加機会を提示する一方で、潜在的に損失を増大させることもあります。したがって、参照インデックス構成ファンドによる投資の評価に悪影響を及ぼす事由は、レバレッジが利用される限度にまで拡大される可能性があります。レバレッジ投資に悪影響を及ぼす市場においてレバレッジを利用することによる累積的影響は、レバレッジを利用しなかった場合を上回る著しい損失となる可能性があります。

参照インデックス構成ファンドへの依存

参照インデックス構成ファンドの成功は参照インデックス構成ファンドのマネージャーの投資マネージャーとしての手腕に大きく左右されますが、参照インデックス構成ファンドのマネージャーまたはこれらにより雇用される者が引き続き参照インデックス構成ファンドにアドバイスをを行い、参照インデックス構成ファンドのために取引を行う意思を有しまたはこれらを行うことができるとの保証も、それらによる取引活動が今後収益をあげるとの保証もありません。参照インデックス構成ファンドは、高度な定量的モデルの信頼性および正確性に依拠した特定の戦略を用います。かかるモデル（またはそれらの基礎となる前提）が正しいと判明しない限りにおいて、参照インデックス構成ファンドの投資は予想された実績を上げず、結果として著しい損失を被る可能性があります。

株主が受領する収益についての保証も、参照インデックス構成ファンドのマネージャーに関する情報がいかなる点についても参照インデックス構成ファンドのマネージャーの将来の実績を示すものであるとの保証もありません。

参照インデックス構成ファンドのマネージャーは、内在するリスクが所定のレベルでかつ測定可能なレベル内におさまるように努めることにより、参照インデックス構成ファンドのリスク・プロフィールを管理します。しかしながら、参照インデックス構成ファンドの取引資本の価値が参照インデックス構成ファンドへの有利なアクセスを維持できないレベルにまで異常に下落した場合、参照インデックス構成ファンドのディレクターは、参照インデックス構成ファンドの取引活動および投資活動を停止しなければならない可能性があります。参照インデックス構成ファンドが完全にシステムチックなものであるため、また取引速度が速く取引量が多いことにより、後に改めて考えると、誤取引が行われたこともあります。株主（ディーラーとしての資格におけるノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを含みます。）は、かかる誤取引より生じる利益を受領しまたは損失を負います。

参照インデックス構成ファンドへの依拠

参照インデックス構成ファンドの純資産価格は、短期間で上下に変動する可能性があります。参照インデックス構成ファンドへの投資は高いリスクを伴い、投資した全額を失うリスクがあります。

買戻レベル

短期間で参照インデックス構成ファンドユニットが大量に買戻された場合、参照インデックス構成ファンドが望ましい速度よりも急速に清算され、買戻しの対象となる参照インデックス構成ファンドユニットおよび買戻されない参照インデックス構成ファンドユニットのいずれの価値にも悪影響を及ぼす可能性があります。

政府介入および発行体リスク

為替レート、金利、および通貨または金利のデリバティブ取引は、通貨市場および金利市場に対する政府規制もしくは政府介入、現地為替市場の規制、居住者による海外への投資に対する制限、投資資金の流入に対する制限または金利水準全般の変動から生じる特定のリスクを被ることがあります。かかる規制または介入は、参照インデックス構成ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、ソブリン、政府事業体、銀行その他の事業体が発行または保証する有価証券またはその他の金融商品への参照インデックス構成ファンドによる投資も、かかる金融商品の発行体による債務不履行があった場合の損失リスクを伴います。

取引相手方（カウンターパーティー）リスク

デリバティブ契約は、通常、参照インデックス構成ファンドと（代理人としてではなく）本人として行為するブローカーまたはその他の取引相手方との間で締結されます。したがって、参照インデックス構成ファンドは、ブローカーまたは取引相手方が支払不能またはその他の理由によりデリバティブ契約の内容を遵守しなかった場合の損失リスクにさらされています。参照インデックス構成ファンドとのデリバティブ取引に従事しているブローカーまたは取引相手方の支払不能により、参照インデックス構

成ファンドのデリバティブが、参照インデックス構成ファンドの同意なしに清算または終了される可能性があります。特定の状況においては、参照インデックス構成ファンドは、担保として提供した資産を取り戻すことができず、適用ある法律に基づく支払を受諾しなければならない可能性があります。参照インデックス構成ファンドが、主要ブローカーおよび私的な交渉に基づくデリバティブ（以下「OTC」といいます。）の取引相手方を除き、単一の取引相手方の信用価値または支払不能に対するリスクにさらされないことを保証することにより、このリスクは軽減されています。

リスク管理

デリバティブは、株式および債券に関連して行われるものとは異なる投資手法およびリスク分析を要する、極めて専門的な金融商品です。デリバティブを利用する際、考えうるあらゆる市況におけるデリバティブの実績を必ずしも監視できないので、原金融商品のみならずデリバティブそのものについても理解が必要となります。特に、デリバティブの利用および複雑さには、締結した取引を監視するために適切な統制を維持し、デリバティブ取引に占めるリスクを評価する能力が必要となります。

参照インデックス構成ファンドに関連したリスクの監視および評価のために参照インデックス構成ファンドのマネージャーが採用する戦略および手法が、参照インデックス構成ファンドによる著しい損失を防ぐのに十分であるとの保証はありません。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の金融商品の売買が困難である場合に存在します。参照インデックス構成ファンドは、不安定でかつ非流動的になる可能性のある市場でレバレッジ投資を行うことがあります。したがって、参照インデックス構成ファンドは、市場の動きに対してポジションを清算することができなくなる（取引市場その他において取引が停止されもしくは日々の価格変動が制限された場合）か、またはその清算に費用がかかることがあります。また、特定の状況において、ポジションを速やかに開始または清算することができない（関連市場その他において十分な売買活動が行われない場合）可能性があります。これらのリスクは、参照インデックス構成ファンドが証拠金請求およびその他の資金需要に応じるためにポジションを清算しなければならない場合に顕著になることがあります。

さらに、デリバティブの流通市場の流動性は、取引停止、業務停止、取引所もしくは決済機関における設備故障、政府介入、証券仲介会社、決済機関もしくは取引所の破綻またはその他通常の取引活動の混乱（不可抗力事由を含みます。）のリスクを伴います。

デリバティブの価格設定ミス

デリバティブの利用は、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクを伴い、また原金融商品または現物商品と完全に相関させるデリバティブの能力が欠如していることがあります。デリバティブの多く（特にOTC）は複雑で、しばしば主観的に評価されます。不適切な評価により、取引相手方へ支払うべき現金が増加し、または参照インデックス構成ファンドの価値が損なわれる可能性があります。

先物

先物契約の取引は、高いリスクを伴います。先物契約においては、通常、先物契約が当該投資対象に与える経済的エクスポージャーに比べて少ない証拠金しか要求されないため、「ギアリング」または「レバレッジ」の効果を産み出します。これは、少ない証拠金の支払で大きな利益が得られるだけでなく、大きな損失を被る可能性もあることを意味します。また、原投資対象においては比較的小さな変動であっても、先物契約の価値がより大きく比例変動する可能性があることをも意味します。これは、参照インデックス構成ファンドに有効に作用するだけでなく、不利に作用することもあります。

オプションの売却

参照インデックス構成ファンドがオプション契約を売却する場合に伴うリスクは、参照インデックス構成ファンドがオプション契約を購入するときよりもかなり大きいものとなります。参照インデックス構成ファンドは、そのポジションを維持するための証拠金について責任を有し、受領したプレミアムを上回る損失を被ることがあります。参照インデックス構成ファンドは、オプションを売却することによって、参照インデックス構成ファンドに対してオプションが行使された場合、対象となる参照投資資産を（その時価または評価額がオプション契約に定める行使価格からどんなに乖離していたとしても）購入または売却する法的義務を負います。参照インデックス構成ファンドが、売却契約を締結した原参照資産をすでに所有している場合（これは「カバード・コール・オプション」として知られています。）、リスクは軽減されます。ただし、参照インデックス構成ファンドは原参照資産を所有しない

（これは「アンカバード・コール・オプション」として知られています。）可能性があるため、リスクはおそらく無限です。

偶発債務取引

証拠金を差し入れる偶発債務取引（先物取引および証拠金オプション等）において、参照インデックス構成ファンドは、デリバティブ契約の購入代金の全額を直ちに支払うのではなく、購入代金に対し何回かの支払を行わなければなりません。参照インデックス構成ファンドが、先物への投資、差額契約の締結またはオプションの売却を行う場合、デリバティブ・ポジションを設定しかつ維持するために取引相手方に預託した証拠金の全額を失う可能性があります。市場が参照インデックス構成ファンドに対して不利に変動した場合、参照インデックス構成ファンドはそのポジションを維持するために、短期間の通知により、追加証拠金の差入れを請求されることがあります。参照インデックス構成ファンドが所定の期間内にこれを行うことができない場合、そのポジションは損失に転じて清算され、参照インデックス構成ファンドはかかる損失額につき責任を負います。ブローカーから十分なレバレッジ枠が得られない場合、参照インデックス構成ファンドはその投資エクスポージャー全般を軽減しなければならない可能性があり、これにより投資リターンが減少する可能性があります。証拠金を必要としないデリバティブ取引であっても、参照インデックス構成ファンドが取引を締結する際に支払った金額のほかに、特定の状況において追加支払の義務を、参照インデックス構成ファンドに対して課すことがあります。

担保

参照インデックス構成ファンドがブローカーまたは取引相手方に担保を預託する場合、取引の種類およびブローカーまたは取引相手方の所在地により、当該担保の取扱が異なります。参照インデックス構成ファンドが公認もしくは指定を受けた投資取引所において当該取引所（および関連決済機関）の規則に従って取引を行っているか、または取引所外で取引を行っているかにより、参照インデックス構成ファンドの担保の取扱に大きな差異が生じることがあります。かかるブローカーまたは取引相手方を通して参照インデックス構成ファンドがデリバティブ取引を行う場合、預託された担保は、参照インデックス構成ファンドの財産でなくなる可能性があります。参照インデックス構成ファンドのデリバティブ取引から高い収益が得られたとしても、参照インデックス構成ファンドは、担保として預託した資産と同一の資産を取り戻すことができず、現金による支払を受諾しなければならない可能性があります。

関連リスク

先物およびオプションの利用は、原参照投資対象の価値の変動がデリバティブの価値に完全に反映されないというリスクを伴います。さらに、先物契約のオプションが行使された場合、参照インデックス構成ファンドは、行使時から決済時までの価格変動リスクを被ることがあります。

インセンティブ報酬リスク

参照インデックス構成ファンドは、その投資マネージャーに対し、参照インデックス構成ファンドのパフォーマンスに基づくインセンティブ報酬を支払うことができます。この報酬は、各計算期間の末日現在の実現利益および未実現利益（純額）を基準とします。その結果、未実現利益に基づいてインセンティブ報酬が支払われる可能性があります。参照インデックス構成ファンドのマネージャーは一旦支払われたインセンティブ報酬をそのまま保有する権利を持ち、当該ファンドの株主はこれを取り戻すことはできません。

ブローカー、顧客資金および参照インデックス構成ファンドの資産

ブローカーが参照インデックス構成ファンドのために現金を保有する限りにおいて、これをFCA規則における保護対象となっている顧客資金として扱ってはならず、したがって各ブローカーの自己資金と分離してはならず、ブローカーはその投資業務においてこれを使用することができます。ブローカーが支払不能に陥った場合、参照インデックス構成ファンドは、かかる現金に関して、当該ブローカーに対する無担保債権者となります。

評価

特定の市場における全体的な規模および集中ならびに参照インデックス構成ファンドが随時保有するポジションの満期により、参照インデックス構成ファンドの有価証券およびその他の投資対象の清算価額は、本書記載の評価方法に基づく当該投資対象の暫定評価と大きく異なることがあります。かかる差異は、かかる清算が生じる期間によりさらに影響されることがあります。参照インデックス構成ファ

ンドの有価証券およびその他の投資対象の一部につき、第三者により提供される価格設定情報が入手できないことがあります。参照インデックス構成ファンドの有価証券およびその他の投資対象の評価は不確定要素および主観的判断を伴うことがあり、かかる評価の誤りが判明した場合に参照インデックス構成ファンドの純資産価格が悪影響を受ける可能性があります。さらに、モデルに基づく評価は、モデルの前提に左右されるため、ポジションをカバーまたは売却できるであろう実際の価格を反映しない可能性があります。悪意または明白な誤りがない場合、評価決定が最終的かつ拘束力を有します。

仲介報酬および取引手数料

仲介報酬および取引手数料の総額が多額になる場合、参照インデックス構成ファンドの収益性に影響を及ぼす可能性があります。参照インデックス構成ファンドによって支払われる仲介報酬および取引手数料は、参照インデックス構成ファンドのマネージャーが指示する取引の量およびその時々の実勢手数料率に完全に左右されるため、その総額を正確に予測することはできません。

上記のリスク要因は、参照インデックス構成ファンドへの投資に含まれるリスクのすべてを記載しているものではなく、また投資に含まれるリスクを完全に説明するものでもありません。

b. ファンドに係る利益相反

受託会社、管理会社および為替ヘッジコンサルタント、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、コンサルタント、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、かかる業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社または為替ヘッジコンサルタントは、必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者もしくはかかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を売却することができます。

関係当事者（受託会社、管理会社および為替ヘッジコンサルタントを除きます。）は、自らが適切と判断する場合、受益証券を保有し、かつこれを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で、契約を行うかまたは金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、また当該契約または取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

リスク管理

前記「第一部 第1 2 （3）運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、2016年3月31日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

（2）【買戻し手数料】

買戻手数料（信託財産留保額）はかかりません。

（3）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、評価日におけるファンドの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、評価日における純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される義務の履行への対価として受託会社が受領します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を5,250,000円とし、評価日における純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの純資産価格の計算業務、()ファンドの財務書類の作成、()法務およびファンドの会計管理業務、()マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、()規制遵守に関する監視、()受益者名簿の管理、()収益の分配、()受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに()記録管理業務への対価として受領されます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、評価日における純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、()キャッシュフローの監視ならびに()選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

代行協会の報酬 代行協会は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、評価日における純資産価格の平均値の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの運用報告書等の販売会社への送付業務、()純資産価格の公表業務およびこれらに付随するその他の業務への対価として受領されます。

為替ヘッジコンサルタントの報酬 為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬（立替金を除きます。）を750,000円とし、評価日における純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替金を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、当該ファンドのAクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引の計画および実施に関して受託会社に対してアドバイスを提供することへの対価として受領されます。

2015年12月31日に終了した会計年度中の上記各報酬は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	165,818円
受託会社の報酬	165,817円
事務代行会社の報酬	5,249,996円
保管会社の報酬	782,153円
代行協会の報酬	8,286,962円
為替ヘッジコンサルタントの報酬	749,997円

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者により、または該当する当事者のために支払われた設立費用（あった場合））をファンドの資産から支出するものとし、かかる費用は、１年を超えない期間で償却されました。

受託会社、管理会社、為替ヘッジコンサルタント、保管会社、代行協会員および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、2017年12月31日（当日を含みます。）まで（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に終了する場合を除きます。）支払われます。

2015年12月31日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、5,959,661円でした。

さらに、独立会計士費用や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

受益者におかれましては、上記の費用の他に、本社債の仕組みに伴う費用も生じており、かかる費用はすべて本社債の価格に反映されていることにご留意下さい。これらの費用により、参照インデックスの値は実質的に年率0.35%低下します。

さらに、参照インデックスにつき、参照インデックス値（各参照インデックス公表日において期間相当分が計算されます。）の年率0.50%に相当する管理手数料が控除されます。参照インデックスモニターは、参照インデックススポンサーに対するアドバイスの提供の対価として、かかる管理手数料の年率0.25%を受領します。残りの年率0.25%分が、参照インデックスの継続的な管理および計算の対価として、参照インデックススポンサーに支払われます。

参照インデックス構成ファンドの報酬

以下は、現在および将来の参照インデックス構成ファンドへの投資に伴い潜在的に発生することのある報酬に関する一般的な概要です。かかる概要は、全体を網羅するものではなく、またそれが意図されるものでもありません。

継続報酬：

参照インデックス構成ファンド（結果的にその株主）は、通常、継続的な運営費用およびその他費用を分担して負担します。これらの費用は多様ですが、これらには、租税、年間登録料、監査人および法律顧問に対する報酬および費用、事務代行報酬および費用、会計費用、保険料、訴訟およびその他損害賠償に関する費用、特別損失ならびに参照インデックス構成ファンドに関する定期報告書および年次報告書の配布に係る費用が含まれますが、これらに限定されません。また、これらの費用には、一般に、仲介手数料、保管会社に対する報酬および費用、投資費用、取引関連コンピューター・ソフトウェアの費用、保険料、監査および価格決定に関する手数料、弁護士その他の専門家に対する報酬、取締役会構成員に対する役員報酬ならびに事務代行会社への報酬が含まれます。

各月の初めに先立ち、参照インデックス構成ファンドのマネージャーは、通常、当該ファンドに係る継続報酬を見積ります。各継続報酬の見積額は基本的に毎月発生し、通常かかるファンドの参加株主により按分して負担されます。これらの継続報酬には、ここに掲げられた項目の中でも特に、取締役およびファンドの事務代行会社に対する予定支払金が含まれます。アспект・ファンドの事務代行会社は、アспект・ファンドの純資産の年率0.08%に相当する報酬を受領する権利を付与されています。ウイントン・ファンドの事務代行会社は、ウイントン・ファンドの純資産の年率0.05%に相当する報酬を受領する権利を付与されています。また、ウイントン・ファンドは、その管理下にある現金元本金額の年率0.05%に相当する額をキャッシュ・マネージャーに支払い、リスクメトリックス・グループ・インクに対しては、リスク報告サービスの提供につき、年間30,000米ドルの報酬を支払います。

上記に加え、参照インデックス構成ファンドは、下記の報酬を支払います。

管理報酬：

管理報酬は、通常毎月発生し、参照インデックス構成ファンドのマネージャーに対して毎月後払いされます。管理報酬は多様ですが、参照インデックス構成ファンド株式の純資産価値の年率2%を超えないものと予想されます。管理報酬は、その月における費用の見積額と実際の費用額に大きな差が生じた場合には調整されることがあります。

管理報酬の対価として、参照インデックス構成ファンドのマネージャーは、参照インデックス構成ファンドに対して特定の事務代行および管理サービスを提供し、通常、一定の事務代行費用も負担します（コンピューター設備およびサービス、事務所スペースおよび施設ならびに秘書、事務員およびその他人材の提供を含みます。）。しかし、参照インデックス構成ファンドのマネージャーは、基本的にすべての合理的な実費につき支払を受ける権利を有します。

現在の参照インデックス構成ファンドに関し、アспект・ファンドおよびウイントン・ファンドの管理報酬は、それぞれ純資産価値の年率2.00%および1.00%です。かかる報酬はいずれも毎月発生し、参照インデックス構成ファンドのマネージャーに対して毎月後払いされます。

インセンティブ報酬：

アспект・ファンドのインセンティブ報酬は、かかるインセンティブ報酬の計算を行う前の新規増加額の純額（すなわち、ある月の末日におけるアспект・ファンド1株当りの純資産価格が、それ以前のいずれかの月の末日に記録されたアспект・ファンド1株当りの純資産価格の最高値を上回る額）の20%相当額です。このインセンティブ報酬は、各月末日後14日以内に支払われます。

ウイントン・ファンドのインセンティブ報酬は、新規純利益の20%に相当します。新規純利益とは、(a) 特定のシリーズの四半期末日におけるウイントン・ファンド1株当りの純資産価格（インセンティブ報酬控除前）が、(b) それ以前のいずれかの四半期末日（またはかかるシリーズが発行された日で、当該シリーズに関するウイントン・ファンド1株当りの純資産価格が高い方の日）におけるウイントン・ファンド1株当りの純資産価格の最高値を上回る額（あった場合）を意味し、かかる超過分は、(b) に掲げる日現在またはそれ以降における配当、分配および買戻しにより増加し、(b) に掲げる日現在またはそれ以降における買付けおよび現金残高に関する受取利息により減少します。このインセンティブ報酬は、毎月計算され、特定のシリーズに関するウイントン・ファンド1株当りの純資産価格の計算に基づき発生し、四半期ごとに支払われます。

仲介報酬：

参照インデックス構成ファンドは、通常、商品投資顧問会社の一般取引業務に関して決済仲介人により請求される仲介手数料および取引費用に関する報酬を支払わなければなりません。これらの報酬は、基本的に、契約/ラウンド・ターン1件当たり8.00米ドルから10.00米ドルであり、一般に取引所手数料を含みます。かかる報酬は、参照インデックス構成ファンドが負担するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率が適用されます。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（Ａ）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6) ファンドの償還については、譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5) と同様の扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにか

かわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しました。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2016年4月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 （円）	投資比率
債券	英国	937,263,923	96.51%
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		33,902,813	3.49%
純資産総額		971,166,736	100.00%

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2016年4月末日現在）

銘柄	発行地	種類	利率	償還日	額面金額 （米ドル）	簿価 （円）	時価 （円）	投資比率 （％）
ノムラ・バン ク・イン ターナシヨ ナル 0 % 29/09/17	英国	債券	0 %	2017年 9月29日	5,030,000	595,879,350	937,263,923	96.51

上記の他、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2015年5月1日から2016年4月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

Aクラス受益証券

	純資産総額（円）	1口当り純資産価格（円）
第1会計年度末 （2007年12月31日）	1,909,937,404	10,494
第2会計年度末 （2008年12月31日）	1,254,400,783	12,062
第3会計年度末 （2009年12月31日）	771,981,139	10,950
第4会計年度末 （2010年12月31日）	664,962,011	12,314
第5会計年度末 （2011年12月31日）	646,204,930	12,721
第6会計年度末 （2012年12月31日）	485,163,614	11,283
第7会計年度末 （2013年12月31日）	434,935,068	11,446
第8会計年度末 （2014年12月31日）	466,923,945	14,149

第 9 会計年度末 (2015年12月31日)	190,094,955	14,623
2015年 5 月末日	181,083,838	13,930
6 月末日	173,439,509	13,342
7 月末日	186,127,447	14,317
8 月末日	184,039,421	14,157
9 月末日	190,016,538	14,617
10月末日	185,163,429	14,243
11月末日	194,372,384	14,952
12月末日	190,094,955	14,623
2016年 1 月末日	194,178,139	14,937
2 月末日	197,113,813	15,163
3 月末日	188,337,835	14,488
4 月末日	181,397,739	13,954

B クラス受益証券

	純資産総額（円）	1 口当り純資産価格（円）
第 1 会計年度末 (2007年12月31日)	12,537,287,669	10,260
第 2 会計年度末 (2008年12月31日)	6,680,458,295	9,888
第 3 会計年度末 (2009年12月31日)	3,836,500,525	9,303
第 4 会計年度末 (2010年12月31日)	2,865,869,658	9,233
第 5 会計年度末 (2011年12月31日)	2,450,698,586	9,131
第 6 会計年度末 (2012年12月31日)	2,132,280,454	9,050
第 7 会計年度末 (2013年12月31日)	1,880,744,515	11,155
第 8 会計年度末 (2014年12月31日)	1,762,406,217	15,460
第 9 会計年度末 (2015年12月31日)	979,176,788	16,052
2015年 5 月末日	1,689,489,858	15,643
6 月末日	1,602,036,348	14,834
7 月末日	1,451,196,132	16,124
8 月末日	1,401,148,214	15,568
9 月末日	1,435,306,853	15,948
10月末日	1,209,604,593	15,709
11月末日	1,018,572,361	16,698
12月末日	979,176,788	16,052
2016年 1 月末日	1,000,697,131	16,405
2 月末日	958,670,835	15,716
3 月末日	863,133,058	14,882
4 月末日	789,768,997	13,617

【分配の推移】

A クラス受益証券

期間	分配金（円）
第 1 会計年度	0
第 2 会計年度	0
第 3 会計年度	0

第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0
第7会計年度	0
第8会計年度	0
第9会計年度	0

Bクラス受益証券

期間	分配金（円）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0
第7会計年度	0
第8会計年度	0
第9会計年度	0

【収益率の推移】

Aクラス受益証券

期間	収益率（注）
第1会計年度	9.31%
第2会計年度	14.94%
第3会計年度	-9.22%
第4会計年度	12.46%
第5会計年度	3.31%
第6会計年度	-11.30%
第7会計年度	1.44%
第8会計年度	23.62%
第9会計年度	3.35%

Bクラス受益証券

期間	収益率（注）
第1会計年度	6.88%
第2会計年度	-3.63%
第3会計年度	-5.92%
第4会計年度	-0.75%
第5会計年度	-1.10%
第6会計年度	-0.89%
第7会計年度	23.26%
第8会計年度	38.59%
第9会計年度	3.83%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝会計年度末のファンド1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末のファンド 1 口当り純資産価格。第 1 会計年度の場合、1 口当り当初発行価格（ただし、A クラス受益証券および B クラス受益証券双方につき 400 円の販売報酬を除きます。）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

Aクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2007年 4 月25日 - 2007年12月31日)	186,000 (186,000)	4,000 (4,000)	182,000 (182,000)
第 2 会計年度 (2008年 1 月 1 日 - 2008年12月31日)	0 (0)	78,000 (78,000)	104,000 (104,000)
第 3 会計年度 (2009年 1 月 1 日 - 2009年12月31日)	0 (0)	33,500 (33,500)	70,500 (70,500)
第 4 会計年度 (2010年 1 月 1 日 - 2010年12月31日)	0 (0)	16,500 (16,500)	54,000 (54,000)
第 5 会計年度 (2011年 1 月 1 日 - 2011年12月31日)	0 (0)	3,200 (3,200)	50,800 (50,800)
第 6 会計年度 (2012年 1 月 1 日 - 2012年12月31日)	0 (0)	7,800 (7,800)	43,000 (43,000)
第 7 会計年度 (2013年 1 月 1 日 - 2013年12月31日)	0 (0)	5,000 (5,000)	38,000 (38,000)
第 8 会計年度 (2014年 1 月 1 日 - 2014年12月31日)	0 (0)	5,000 (5,000)	33,000 (33,000)
第 9 会計年度 (2015年 1 月 1 日 - 2015年12月31日)	0 (0)	20,000 (20,000)	13,000 (13,000)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

Bクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2007年 4 月25日 - 2007年12月31日)	1,281,000 (1,281,000)	59,000 (59,000)	1,222,000 (1,222,000)
第 2 会計年度 (2008年 1 月 1 日 - 2008年12月31日)	0 (0)	546,400 (546,400)	675,600 (675,600)
第 3 会計年度 (2009年 1 月 1 日 - 2009年12月31日)	0 (0)	263,200 (263,200)	412,400 (412,400)
第 4 会計年度 (2010年 1 月 1 日 - 2010年12月31日)	0 (0)	102,000 (102,000)	310,400 (310,400)
第 5 会計年度 (2011年 1 月 1 日 - 2011年12月31日)	0 (0)	42,000 (42,000)	268,400 (268,400)
第 6 会計年度 (2012年 1 月 1 日 - 2012年12月31日)	0 (0)	32,800 (32,800)	235,600 (235,600)
第 7 会計年度 (2013年 1 月 1 日 - 2013年12月31日)	0 (0)	67,000 (67,000)	168,600 (168,600)
第 8 会計年度 (2014年 1 月 1 日 - 2014年12月31日)	0 (0)	54,600 (54,600)	114,000 (114,000)
第 9 会計年度 (2015年 1 月 1 日 - 2015年12月31日)	0 (0)	53,000 (53,000)	61,000 (61,000)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各評価日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、Aクラス受益証券100口単位もしくはBクラス受益証券100口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）原則として、当該評価日に該当する月の1ヶ月前の月の20暦日に開始し、当該評価日に該当する月の10暦日の正午（ルクセンブルグ時間）に終了する期間（両日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）において、事務代行会社が受領する必要があります。ただし、（ ）買戻通知期間の初日が日本営業日（以下に定義します。）でない場合、買戻通知期間はその後直後の日本営業日に開始され、また（ ）買戻通知期間の最終日が日本営業日でない場合、買戻通知期間はその後直後の日本営業日に終了するものとします。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、計算日に計算され、当該評価日におけるAクラス受益証券またはBクラス受益証券の受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。

純資産価格の決定が、下記「第一部 第2 3 （1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されます。

管理会社は、かかる買戻請求がファンドのその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。かかる拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、日本円で電信送金されます。買戻代金は、関係する計算日または管理会社が決定するその他の日（当日を含みません。）から4日本営業日以内に送金される予定です。管理会社はまた、純資産価格の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家（以下に定義します。）ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は受託会社を代理して、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を受託会社の代理としての管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供するように指示することができ、上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく規則902に定義されます。）でない者、会社もしくは団体、（ ）非米国人（米国商品取引所法第4.7条に定義されます。）である者、会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者、もしくはケイマン諸島に住所を置かない者もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）、または（ ）上記（ ）、（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者、会社もしくは団体を意味します。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定されるAクラス受益証券またはBクラス受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、各評価日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、買戻通知期間中に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。買戻通知期間中の日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しはAクラス受益証券もしくはBクラス受益証券100口以上100口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計算日に計算され、当該評価日におけるAクラス受益証券またはBクラス受益証券の受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。事務代行会社は、原則として、計算日に各評価日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。受益証券1口当り買戻価格は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて円貨で支払われます。買戻通知に関する当該評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

受益証券1口当り買戻価格の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の日本における翌営業日です。

「計算日」とは、該当する評価日が属する月の翌月の最終ルクセンブルグ営業日（以下に定義します。）および/または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

各計算日において、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、直前の評価日におけるルクセンブルグでの営業終了時を基準とした純資産価格を計算します。管理会社は、ファンドの資産総額を確定し、そこからファンドの負債総額を差し引くことによってかかる日本円での純資産価格を計算します。

純資産価格は、Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券の間で、Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券に帰属する資産および負債（Ａクラス受益証券のみに割り当てられる為替ヘッジ取引の費用を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益者ではなくＡクラス受益証券およびＢクラス受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な方法に基づき割り当てられます。Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券の１口当り純資産価格（以下「受益証券１口当り純資産価格」といいます。）は、Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券に帰属する純資産価格の総額をＡクラス受益証券またはＢクラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

「評価日」とは、毎月最終暦日、および／または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。

「計算日」とは、該当する評価日が属する月の翌月の最終ルクセンブルグ営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「営業日」とは、銀行がルクセンブルグにおいて営業を行っている日（「ルクセンブルグ営業日」といいます。）および日本において営業を行っている日（「日本営業日」といいます。）（ただし、いずれについても毎年12月24日を除きます。）または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

各評価日を基準とした本社債の公式社債価格は、各評価日からおよそ15ロンドン営業日後に計算代理人が、本社債のディーラーとしての資格において、計算するものとし、これは参照インデックスの価値に連動します。具体的にいうと、公式社債価格は、評価日に関する参照インデックス値を反映するものであり、これは、当該評価日に関連する参照インデックス公表日（当日を含みます。）までの未払いの報酬（上記「第一部 第12（１）投資方針」の「本社債」に記載されています。）を差し引き、さらに、ディーラーが負った特定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための本社債の券面額の0.50%にあたる差額を差し引いた価格です。公式社債価格は、各評価日の24暦日後またはそれより前に定められる予定です。

計算代理人は、ディーラーとしての資格において、流通市場において公式社債価格と同額で本社債を購入することができますが、かかる本社債の価値を定めること、または本社債を購入することを差し控えることができます。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により日本円に換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの資産価格または純資産価格の算出は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって証明されるものとし、明らかな誤りがない限り、かかる証明はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価を信頼することができます。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、いかなる状況においても法的義務を負わず、また一切責任を負わないものとします。

資産の評価の停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、以下のすべてまたは一部の期間において、純資産価格の決定および受益証券の買戻しを停止することができます。

- （ ） その時点においてファンドの投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） 結果としてファンドの投資対象の売却が合理的に実行不能となり、または結果としてかかる売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断するような状況の場合。

- () ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- () ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、正常価格または正常な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- () 公式社債価格の計算が停止されている期間。

すべての受益者は、上記の停止から7日以内にその旨を書面で通知されると共に、停止が解除され次第、速やかに通知を受けるものとします。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、信託証書に従った早期終了が行われない場合、2017年12月31日の10日前までに、受益者に対して書面により通知を行ったうえで受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2017年12月31日に終了します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、2017年12月31日の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社との合意により延長が行われる場合を除いて、ファンドは2017年12月31日に終了します。

ファンドの終了の際は、管理会社は、ファンドのすべての本件投資対象およびその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの終了後、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

(ロ) 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対し10日以上前に書面による事前の通知を行うことにより（かかる通知は、受益者の決議により放棄されることがあります。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）を行うことができます。受託会社が、書面により、修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、修正には受益者の決議を必要としません。修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本で必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前までの書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前までの書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 為替ヘッジコンサルタント契約

為替ヘッジコンサルタント契約は、（a）他方当事者による為替ヘッジコンサルタント契約の不履行があり、その治癒を要求した通知の送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、（c）規制上の理由により、他方当事者の為替ヘッジコンサルタント契約上の義務の履行が不可能となった場合、または（d）ファンドの終了時に、受託会社または為替ヘッジコンサルタントによって解約することができます。さらに、いずれの当事者も、他方当事者に対して60日前までの書面による通知を行うことにより、為替ヘッジコンサルタント契約を解約することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者

はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金（あった場合）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意による懈怠、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

() 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 猪狩 勇人

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドは、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2015年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

純資産計算書

2015年12月31日現在

(日本円で表示)

	注記	
資産の部		
投資有価証券—純資産額 (取得価額 : 611,279,810円)	2、3	1,126,413,725
銀行預金		48,232,486
為替先渡契約未実現利益	13	395,134
資産合計		1,175,041,345
負債の部		
未払費用	9	5,769,602
負債合計		5,769,602
純資産		1,169,271,743

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	14,623	13,000	190,094,955
Bクラス受益証券（日本円）	16,052	61,000	979,176,788

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

運用計算書

2015年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
収益		
銀行預金利息		2,193
その他の収益		2,000,000
収益合計		2,002,193
費用		
為替ヘッジコンサルタント報酬	7	749,997
代行協会員報酬	4	8,286,962
事務代行会社報酬	5	5,249,996
保管会社報酬	6	782,153
コルレス銀行手数料		130,288
管理会社および受託会社報酬	8	331,635
海外登録費用		2,968,880
立替実費		331,125
専門家報酬		2,327,046
その他の事務管理費用		202,322
費用合計		21,360,404
純投資損失		(19,358,211)
投資に係る実現純利益		498,798,872
外貨および為替先渡契約に係る実現純損失		(43,667,442)
当期実現純利益		455,131,430
投資に係る未実現純損益の変動		(443,210,194)
為替先渡契約に係る未実現純損益の変動		48,798,556
当期末実現純損失		(394,411,638)
運用の結果による純資産の純増加		41,361,581

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		2,229,330,162
純投資損失		(19,358,211)
当期実現純利益		455,131,430
当期末実現純損失		(394,411,638)
運用の結果による純資産の純増加		41,361,581
受益証券の買戻支払金	12	(1,101,420,000)
		(1,101,420,000)
期末現在純資産		1,169,271,743

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2015年12月31日に終了した年度

（無監査）

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	33,000
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(20,000)
期末現在発行済受益証券数	13,000

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	114,000
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(53,000)
期末現在発行済受益証券数	61,000

統計情報

2015年12月31日現在

（無監査）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（日本円）	1,169,271,743	2,229,330,162	2,315,679,583
Aクラス受益証券（日本円）			
期末現在純資産	190,094,955	466,923,945	434,935,068
期末現在1口当り純資産価格	14,623	14,149	11,446
Bクラス受益証券（日本円）			
期末現在純資産	979,176,788	1,762,406,217	1,880,744,515
期末現在1口当り純資産価格	16,052	15,460	11,155

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

財務書類に対する注記

2015年12月31日現在

注 1 - 組織

トラスト

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」）の間で締結された、2007年2月8日付信託証書（2007年3月8日付で改訂済）によって設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーはルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、両者の間にトラストの資産および管理に対する全ての権限および責任を有する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド（以下「ファンド」）は、2007年2月8日付信託証書および追補証書に従い組成されているシリーズ・トラストであり、現在組成されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、2017年12月31日（以下「強制償還日」）に終了することを予定して設定されている。

ファンドの投資目的は、価格変動性が高い中での高リターンを目指し、長期にわたる投資元本の成長を達成することである。

受託会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（以下「発行会社」）が5,500,000,000米ドルグローバル・ストラクチャード・ノート・プログラムに基づいて発行した米ドル建て2017年満期インデックスリンク償還社債（以下「本社債」）に主に投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指している。

本社債は米ドル建てであり、ファンドのAクラス受益証券およびBクラス受益証券はいずれも円建てである。したがって、受益者は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされている。Aクラス受益証券は、米ドルにヘッジされている。受託会社がファンドの為替ヘッジ取引を計画できるよう支援するため、受託会社は、受託会社に対しアドバイスをを行う為替ヘッジコンサルタントを起用している。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる。為替ヘッジ取引がうまくいき、為替リスクを軽減するという計画どおりにヘッジできるという保証はない。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

ファンドの投資対象は、本社債である。本社債は、計算代理人が本社債のディーラーとしての資格において提供する公式な純資産価格（以下「公式社債価格」）によって評価される。本社債の公式社債価格は、参照インデックスの価値に連動する（注3参照）。公式社債価格は、本社債に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本社債評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、2015年12月31日現在の公式社債価格を決定するために使用した情報は、参照インデックス構成ファンドの未監査純資産価額を含む。

計算代理人は、発行会社の関連当事者である。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2015年12月31日現在の為替レート：

1 円 = 0.00760ユーロ

1 円 = 0.00830米ドル

為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注 3 - 本社債への投資

本社債の投資収益は、イングランドおよびウェールズの法律に基づき設立され、英国の規制を受けている会社であるノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算し、公表する、商品投資顧問会社（「CTA」）指数であるノムラ・ベスト・トレンド・インデックス（米ドル建て）（以下「参照インデックス」）に連動する。

参照インデックスは、トレンドに基づいた商品投資顧問会社のポートフォリオ（以下「参照インデックス構成ファンド」）に投資する投資戦略を複製することを目的とする指数である。参照インデックス構成ファンドとは、1998年12月3日にケイマン諸島にて設立されたオープンエンド型投資信託会社であるアспект・ディパーシファイド・ファンドの米ドル建てクラスA株式、および英領ヴァージン諸島の1996年ミューチュアル・ファンド法に基づいて1997年6月に設立されたオープンエンド型投資信託会社であるウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドの米ドル建てクラスB株式をいう。

注 4 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 5 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を5,250,000円とし、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 6 - 保管会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 7 - 為替ヘッジコンサルタントの報酬

為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬（立替金を除く。）を750,000円とし、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替金を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 8 - 管理会社および受託会社の報酬

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 9 - 未払費用

	(日本円)
為替ヘッジコンサルタント報酬	187,499
代行協会員報酬	1,576,256
事務代行会社報酬	1,312,499
保管会社報酬	187,499
管理会社および受託会社報酬	63,048
弁護士報酬	172,968
立替実費	62,977
専門家報酬	2,206,856
未払費用	5,769,602

注10 - 分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有しているAクラス受益証券またはBクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年12月31日に終了した年度において、ファンドは受益者に対して分配を行わなかった。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、2007年4月25日（「払込日」）後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各評価日に下記のとおり買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消すことができないものとする。各買戻通知は、Aクラス受益証券100口単位もしくはBクラス受益証券100口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

注13 - 為替先渡契約

2015年12月31日現在、ファンドの未決済為替先渡契約は以下のとおりであった。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現損益 (日本円)
米ドル	1,530,898	日本円	186,127,447	2016年2月4日	(1,917,951)
日本円	185,163,429	米ドル	1,527,600	2016年5月10日	1,922,515
日本円	186,127,447	米ドル	1,543,592	2016年2月4日	390,570
					395,134

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年12月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合 (%)
英国					
債券					
米ドル	5,160,000	ノムラ・バンク・インターナショナル 0 % 29/09/17	611,279,810	1,126,413,725	96.33
			611,279,810	1,126,413,725	96.33
		英国合計	611,279,810	1,126,413,725	96.33
投資有価証券合計			611,279,810	1,126,413,725	96.33

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

Statement of Net Assets
as at December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value <i>(at cost: JPY 611,279,810)</i>	2, 3	1,126,413,725
Cash at bank		48,232,486
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	395,134
Total Assets		1,175,041,345
LIABILITIES		
Accrued expenses	9	5,769,602
Total Liabilities		5,769,602
NET ASSETS		1,169,271,743

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	14,623	13,000	190,094,955
Class B Units (in JPY)	16,052	61,000	979,176,788

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		2,193
Other income		2,000,000
Total Income		2,002,193
EXPENSES		
Currency Hedging Consultant fees	7	749,997
Agent Company fees	4	8,286,962
Administrator fees	5	5,249,996
Custodian fees	6	782,153
Correspondent bank fees		130,288
Management Company and Trustee fees	8	331,635
Overseas registration fees		2,968,880
Out-of-pocket expenses		331,125
Professional fees		2,327,046
Other Administrative expenses		202,322
Total Expenses		21,360,404
NET INVESTMENT LOSS		(19,358,211)
Net realised profit on investments		498,798,872
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(43,667,442)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		455,131,430
Change in net unrealised result on investments		(443,210,194)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		48,798,556
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(394,411,638)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		41,361,581

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>2,229,330,162</u>
NET INVESTMENT LOSS		(19,358,211)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		455,131,430
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(394,411,638)</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>41,361,581</u>
Payments for repurchase of units	12	<u>(1,101,420,000)</u>
		<u>(1,101,420,000)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>1,169,271,743</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended December 31, 2015
(Unaudited)

Class A Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	33,000
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(20,000)
Number of units outstanding at the end of the year	13,000

Class B Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	114,000
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(53,000)
Number of units outstanding at the end of the year	61,000

Statistical Information
as at December 31, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in JPY)	1,169,271,743	2,229,330,162	2,315,679,583
Class A Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	190,094,955	466,923,945	434,935,068
Net Asset Value per unit at the end of the year	14,623	14,149	11,446
Class B Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	979,176,788	1,762,406,217	1,880,744,515
Net Asset Value per unit at the end of the year	16,052	15,460	11,155

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2015

Note 1 - Organisation

The Trust

NOMURA BEST TREND SERIES TRUST (the "Trust") was established by a Trust Deed dated February 8, 2007 (as amended on March 8, 2007) entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and Global Funds Management S.A. is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have between them overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Nomura Best Trend Fund (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated February 8, 2007 and is currently the only Series Trust constituted.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on December 31, 2017 (the "Mandatory Redemption Date") unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Fund is to target high returns with high volatility and to achieve long term capital appreciation.

The Trustee intends to achieve this objective principally through an investment in certain USD Index Linked Redemption Notes due 2017 (the "Notes") issued by Nomura Bank International plc (the "Issuer") under its USD 5,500,000,000 Global Structured Note Programme.

The Notes is denominated in US Dollar ("USD"), and both Class A Units and Class B Units of the Fund are denominated in Japanese Yen ("JPY"). Accordingly, Unitholders are subject to the risk that the USD may decline against the JPY. Class A Units are hedged to the USD. To assist the Trustee in designing the Currency Hedging Transactions of the Fund, the Trustee has retained the Currency Hedging Consultant to provide non-binding advice to the Trustee. Currency Hedging Transactions include: currency forward transactions in the interbank market, currency swap transactions, options, foreign currency futures contracts or other instruments utilised by the Fund with respect to the Class A Units in an attempt to

reduce certain currency risks. No assurance can be given that any Currency Hedging Transactions will be successful in hedging the currency risk that they are designated to mitigate.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

The investment of the Fund is the Notes. The Notes is valued based on the official net asset value (the "Official Bond NAV") as provided by the calculation agent, in its capacity as dealer of the Notes. The Official Bond NAV of the Notes is linked to the value of the underlying index (see note 3). The Official Bond NAV is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the Notes, and using economic information available at the valuation date. The information used by the calculation agent in determining the Official Bond NAV at December 31, 2015 includes the unaudited net asset value of the underlying index constituents.

The Calculation Agent is a related party to the Issuer.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at December 31, 2015:

1 JPY = 0.00760 EUR

1 JPY = 0.00830 USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are

recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Notes

The return of principal on the Notes is linked to the Nomura Best Trend Index (USD) (the “Underlying Index”), a commodity trading adviser (or “CTA”) based index calculated and published by Nomura International plc., a UK regulated company incorporated under the laws of England and Wales.

The Underlying Index is an index that is intended to replicate an investment strategy that invests in a portfolio of trend based commodity trading advisors (the “Underlying Index Constituents”) being: the USD-denominated Class A Shares of Aspect Diversified Fund, an open-ended investment company established in the Cayman Islands on December 3, 1998, and the USD-denominated Class B Shares of Winton Futures Fund Ltd, an open-ended investment company established in June 1997 under the Mutual Funds Act, 1996 of the British Virgin Islands.

Note 4 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.50% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter.

Note 5 - Administrator fees

For its services, the Administrator is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.14% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 5,250,000.

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 750,000.

Note 7 - Currency Hedging Consultant fees

For its services, the Currency Hedging Consultant is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter plus reimbursement for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Currency Hedging Consultant on behalf of the Fund, subject to a minimum annual (exclusive of any reimbursement) fee of JPY 750,000.

Note 8 - Management Company and Trustee fees

For its services, the Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

For its services, the Trustee is paid out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Currency Hedging Consultant fees	187,499
Agent Company fees	1,576,256
Administrator fees	1,312,499
Custodian fees	187,499
Management Company and Trustee fees	63,048
Legal fees	172,968
Out-of-pocket expenses	62,977
Professional fees	2,206,856
Accrued expenses	<u>5,769,602</u>

Note 10 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund and in proportion to the number of Class A Units or Class B Units, as the case may be, held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant distribution date.

For the year ended December 31, 2015, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after April 25, 2007 (the “Closing Date”).

Repurchase

Units may be repurchased as described below on each Valuation Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the “Repurchase Notice”) requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Class A Units or 100 Class B Units or such other amount as the Management Company may in its discretion determine.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at December 31, 2015, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/ (Loss) in JPY
USD	1,530,898	JPY	186,127,447	February 04, 2016	(1,917,951)
JPY	185,163,429	USD	1,527,600	May 10, 2016	1,922,515
JPY	186,127,447	USD	1,543,592	February 04, 2016	390,570
					395,134

Statement of Investments**as at December 31, 2015***(expressed in Japanese Yen)*

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Net Asset Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM					
STRUCTURED NOTES					
USD	5,160,000	NOMURA BANK INTL 0% 29/09/17	611,279,810	1,126,413,725	96.33
			611,279,810	1,126,413,725	96.33
		Total UNITED KINGDOM	611,279,810	1,126,413,725	96.33
Total Investments			611,279,810	1,126,413,725	96.33

⁽¹⁾ *Nominal value is expressed in security original currency.*

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2014年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

純資産計算書

2014年12月31日現在

(日本円で表示)

	注記	
資産の部		
投資有価証券—純資産額 (取得価額：1,279,422,858円)	2、3	2,237,766,967
銀行預金		50,385,162
資産合計		2,288,152,129
負債の部		
為替先渡契約未実現損失	13	48,403,422
未払費用	9	10,418,545
負債合計		58,821,967
純資産		2,229,330,162

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	14,149	33,000	466,923,945
Bクラス受益証券（日本円）	15,460	114,000	1,762,406,217

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

運用計算書

2014年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
収益		
その他の収益		10,000,000
収益合計		10,000,000
費用		
為替ヘッジコンサルタント報酬	7	750,000
代行協会員報酬	4	9,503,197
事務代行会社報酬	5	5,250,000
保管会社報酬	6	785,518
コルレス銀行手数料		113,745
管理会社および受託会社報酬	8	380,340
海外登録費用		2,253,360
立替実費		379,729
専門家報酬		2,297,949
その他の事務管理費用		152,642
その他の費用		34,897
費用合計		21,901,377
純投資損失		(11,901,377)
投資に係る実現純利益		130,031,820
外貨および為替先渡契約に係る実現純損失		(22,832,638)
当期実現純利益		107,199,182
投資に係る未実現純損益の変動		488,168,426
為替先渡契約に係る未実現純損益の変動		(26,596,952)
当期末実現純利益		461,571,474
運用の結果による純資産の純増加		556,869,279

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		2,315,679,583
純投資損失		(11,901,377)
当期実現純利益		107,199,182
当期末実現純利益		461,571,474
運用の結果による純資産の純増加		556,869,279
受益証券の買戻支払金	12	(643,218,700)
		(643,218,700)
期末現在純資産		2,229,330,162

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド

財務書類に対する注記

2014年12月31日現在

注 1 - 組織

トラスト

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」）の間で締結された、2007年2月8日付信託証書（2007年3月8日付で改訂済）によって設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーはルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、両者の間にトラストの資産および管理に対する全ての権限および責任を有する。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド（以下「ファンド」）は、2007年2月8日付信託証書および追補証書に従い組成されているシリーズ・トラストであり、現在組成されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、2017年12月31日（以下「強制償還日」）に終了することを予定して設定されている。

ファンドの投資目的は、価格変動性が高い中での高リターンを目指し、長期にわたる投資元本の成長を達成することである。

受託会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピーエルシー（以下「発行会社」）が5,500,000,000米ドルグローバル・ストラクチャード・ノート・プログラムに基づいて発行した米ドル建て2017年満期インデックスリンク償還社債（以下「本社債」）に主に投資を行うことを通じて、かかる目的を達成することを目指している。

本社債は米ドル建てであり、ファンドのAクラス受益証券およびBクラス受益証券はいずれも円建てである。したがって、受益者は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされている。Aクラス受益証券は、米ドルにヘッジされている。受託会社がファンドの為替ヘッジ取引を計画できるよう支援するため、受託会社は、受託会社に対しアドバイスをを行う為替ヘッジコンサルタントを起用している。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる。為替ヘッジ取引がうまくいき、為替リスクを軽減するという計画どおりにヘッジできるという保証はない。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

ファンドの投資対象は、本社債である。本社債は、計算代理人が本社債のディーラーとしての資格において提供する公式な純資産価格（以下「公式社債価格」）によって評価される。本社債の公式社債価格は、参照インデックスの価値に連動する（注3参照）。公式社債価格は、本社債に係る契約上の合意の条項に基づき、かつ本社債評価日に入手可能な経済情報を用いて、計算代理人により算出される。計算代理人が、2014年12月31日現在の公式社債価格を決定するために使用した情報は、参照インデックス構成ファンドの未監査純資産価額を含む。

計算代理人は、発行会社の関連当事者である。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2014年12月31日現在の為替レート：

1 円 = 0.00687ユーロ

1 円 = 0.00835米ドル

為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注 3 - 本社債への投資

本社債の投資収益は、イングランドおよびウェールズの法律に基づき設立され、英国の規制を受けている会社であるノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算し、公表する、商品投資顧問会社（「CTA」）指数であるノムラ・ベスト・トレンド・インデックス（米ドル建て）（以下「参照インデックス」）に連動する。

参照インデックスは、トレンドに基づいた商品投資顧問会社のポートフォリオ（以下「参照インデックス構成ファンド」）に投資する投資戦略を複製することを目的とする指数である。参照インデックス構成ファンドとは、1998年12月3日にケイマン諸島にて設立されたオープンエンド型投資信託会社であるアスペクト・ディバースィファイド・ファンドの米ドル建てクラスA株式、および英領ヴァージン諸島の1996年ミューチュアル・ファンド法に基づいて1997年6月に設立されたオープンエンド型投資信託会社であるウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドの米ドル建てクラスB株式をいう。

注 4 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注 5 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を5,250,000円とし、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額およびファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 保管会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注7 - 為替ヘッジコンサルタントの報酬

為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬（立替金を除く。）を750,000円とし、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替金を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8 - 管理会社および受託会社の報酬

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注9 - 未払費用

	(日本円)
為替ヘッジコンサルタント報酬	187,499
代行協会員報酬	2,575,896
事務代行会社報酬	1,312,499
保管会社報酬	187,499
管理会社および受託会社報酬	103,089
弁護士報酬	3,729,185
立替実費	102,933
専門家報酬	2,219,945
未払費用	10,418,545

注10 - 分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有しているAクラス受益証券またはBクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年12月31日に終了した年度において、ファンドは受益者に対して分配を行わなかった。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、2007年4月25日（「払込日」）後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各評価日に下記のとおり買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消すことができないものとする。各買戻通知は、Aクラス受益証券100口単位もしくはBクラス受益証券100口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

注13 - 為替先渡契約

2014年12月31日現在、ファンドの未決済為替先渡契約は以下のとおりであった。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現損益 (日本円)
米ドル	3,299,579	日本円	393,408,892	2015年2月5日	1,425,338
米ドル	2,253,892	日本円	269,340,000	2015年5月11日	86,281
日本円	39,304,874	米ドル	328,911	2015年5月11日	(12,591)
日本円	87,690,000	米ドル	733,285	2015年2月5日	(56,415)
日本円	269,340,000	米ドル	2,252,288	2015年2月5日	(173,278)
日本円	405,110,260	米ドル	3,401,486	2015年5月11日	(1,497,435)
日本円	22,077,516	米ドル	198,403	2015年2月5日	(1,663,832)
日本円	371,331,376	米ドル	3,491,860	2015年2月5日	(46,511,490)
					<u>(48,403,422)</u>

Statement of Net Assets
as at December 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value <i>(at cost: JPY 1,279,422,858)</i>	2, 3	2,237,766,967
Cash at bank		<u>50,385,162</u>
Total Assets		<u>2,288,152,129</u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	48,403,422
Accrued expenses	9	<u>10,418,545</u>
Total Liabilities		<u>58,821,967</u>
NET ASSETS		<u><u>2,229,330,162</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	14,149	33,000	466,923,945
Class B Units (in JPY)	15,460	114,000	1,762,406,217

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended December 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Other income		10,000,000
Total Income		10,000,000
EXPENSES		
Currency Hedging Consultant fees	7	750,000
Agent Company fees	4	9,503,197
Administrator fees	5	5,250,000
Custodian fees	6	785,518
Correspondent bank fees		113,745
Management Company and Trustee fees	8	380,340
Overseas registration fees		2,253,360
Out-of-pocket expenses		379,729
Professional fees		2,297,949
Other Administrative expenses		152,642
Other expenses		34,897
Total Expenses		21,901,377
NET INVESTMENT LOSS		(11,901,377)
Net realised profit on investments		130,031,820
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(22,832,638)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		107,199,182
Change in net unrealised result on investments		488,168,426
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(26,596,952)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		461,571,474
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		556,869,279

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>2,315,679,583</u>
NET INVESTMENT LOSS		(11,901,377)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		107,199,182
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>461,571,474</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>556,869,279</u>
Payments for repurchase of units	12	<u>(643,218,700)</u>
		<u>(643,218,700)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>2,229,330,162</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2014

Note 1 - Organisation

The Trust

NOMURA BEST TREND SERIES TRUST (the "Trust") was established by a Trust Deed dated February 8, 2007 (as amended on March 8, 2007) entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and Global Funds Management S.A. is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have between them overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Nomura Best Trend Fund (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated February 8, 2007 and is currently the only Series Trust constituted.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on December 31, 2017 (the "Mandatory Redemption Date") unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Fund is to target high returns with high volatility and to achieve long term capital appreciation.

The Trustee intends to achieve this objective principally through an investment in certain USD Index Linked Redemption Notes due 2017 (the "Notes") issued by Nomura Bank International plc (the "Issuer") under its USD 5,500,000,000 Global Structured Note Programme.

The Notes is denominated in US Dollar ("USD"), and both Class A Units and Class B Units of the Fund are denominated in Japanese Yen ("JPY"). Accordingly, Unitholders are subject to the risk that the USD may decline against the JPY. Class A Units are hedged to the USD. To assist the Trustee in designing the Currency Hedging Transactions of the Fund, the Trustee has retained the Currency Hedging Consultant to provide non-binding advice to the Trustee. Currency Hedging Transactions include: currency forward transactions in the interbank market, currency swap transactions, options, foreign currency futures contracts or other instruments utilised by the Fund with respect to the Class A Units in an attempt to

reduce certain currency risks. No assurance can be given that any Currency Hedging Transactions will be successful in hedging the currency risk that they are designated to mitigate.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

The investment of the Fund is the Notes. The Notes is valued based on the official net asset value (the "Official Bond NAV") as provided by the calculation agent, in its capacity as dealer of the Notes. The Official Bond NAV of the Notes is linked to the value of the underlying index (see note 3). The Official Bond NAV is calculated by the calculation agent based on the terms and conditions of the contractual agreement relating to the Notes, and using economic information available at the valuation date. The information used by the calculation agent in determining the Official Bond NAV at December 31, 2014 includes the unaudited net asset value of the underlying index constituents.

The Calculation Agent is a related party to the Issuer.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at December 31, 2014:

1 JPY = 0.00687 EUR

1 JPY = 0.00835 USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are

recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Notes

The return of principal on the Notes is linked to the Nomura Best Trend Index (USD) (the “Underlying Index”), a commodity trading adviser (or “CTA”) based index calculated and published by Nomura International plc., a UK regulated company incorporated under the laws of England and Wales.

The Underlying Index is an index that is intended to replicate an investment strategy that invests in a portfolio of trend based commodity trading advisors (the “Underlying Index Constituents”) being: the USD-denominated Class A Shares of Aspect Diversified Fund, an open-ended investment company established in the Cayman Islands on December 3, 1998, and the USD-denominated Class B Shares of Winton Futures Fund Ltd, an open-ended investment company established in June 1997 under the Mutual Funds Act, 1996 of the British Virgin Islands.

Note 4 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.50% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter.

Note 5 - Administrator fees

For its services, the Administrator is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.14% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 5,250,000.

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian on behalf of the Fund, subject to a minimum annual fee of JPY 750,000.

Note 7 - Currency Hedging Consultant fees

For its services, the Currency Hedging Consultant is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter plus reimbursement for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Currency Hedging Consultant on behalf of the Fund, subject to a minimum annual (exclusive of any reimbursement) fee of JPY 750,000.

Note 8 - Management Company and Trustee fees

For its services, the Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

For its services, the Trustee is paid out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 9 - Accrued expenses

	JPY
Currency Hedging Consultant fees	187,499
Agent Company fees	2,575,896
Administrator fees	1,312,499
Custodian fees	187,499
Management Company and Trustee fees	103,089
Legal fees	3,729,185
Out-of-pocket expenses	102,933
Professional fees	2,219,945
Accrued expenses	<u>10,418,545</u>

Note 10 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund and in proportion to the number of Class A Units or Class B Units, as the case may be, held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant distribution date.

For the year ended December 31, 2014, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after April 25, 2007 (the "Closing Date").

Repurchase

Units may be repurchased as described below on each Valuation Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the “Repurchase Notice”) requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Class A Units or 100 Class B Units or such other amount as the Management Company may in its discretion determine.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at December 31, 2014, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/ (Loss) in JPY
USD	3,299,579	JPY	393,408,892	February 05, 2015	1,425,338
USD	2,253,892	JPY	269,340,000	May 11, 2015	86,281
JPY	39,304,874	USD	328,911	May 11, 2015	(12,591)
JPY	87,690,000	USD	733,285	February 05, 2015	(56,415)
JPY	269,340,000	USD	2,252,288	February 05, 2015	(173,278)
JPY	405,110,260	USD	3,401,486	May 11, 2015	(1,497,435)
JPY	22,077,516	USD	198,403	February 05, 2015	(1,663,832)
JPY	371,331,376	USD	3,491,860	February 05, 2015	(46,511,490)
					<u>(48,403,422)</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年4月末日現在)

	円（を除きます。）
資産総額	979,006,935
負債総額	7,840,199
純資産総額（ - ）	971,166,736 Aクラス：181,397,739 Bクラス：789,768,997
発行済口数	Aクラス：13,000 Bクラス：58,000
1口当り純資産価格（ / ）	Aクラス：13,954 Bクラス：13,617

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、信託証書第38条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,637万円）で、2016年4月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約309万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2016年4月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティ・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2016年4月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。詳細については、上記「第一部 第1 (3) () 事業の目的」の項をご参照下さい。

管理会社は、2016年4月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

(2016年4月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,966,739,084.35米ドル
		1	182,393,342.46ユーロ
		2	2,971,068,642.70豪ドル
		1	149,088,928.85カナダドル
		1	702,330,207.52ニュージーランドドル
		1	69,459,746.35英ポンド

ルクセンブルグ	その他のファンド	18	1,329,517,455.08米ドル
		7	161,626,762.38ユーロ
		12	346,873,998,527円
		9	695,476,020.67豪ドル
		4	49,505,283.98カナダドル
		5	251,406,607.97ニュージーランドドル
		3	16,546,553.47英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	16	614,552,514.71米ドル
		1	321,958,310.31南アフリカ・ランド
		1	15,459,570.47ユーロ
		24	20,953,085,353円
		6	642,475,706.59豪ドル
		3	191,541,974.01ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。トラストおよびファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されています。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をトラストの勘定で行う独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任する権限を有します。管理会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社の現実の故意による懈怠、詐欺または過失により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺または過失による、または、管理会社がその義務を未必の故意により無視することによる作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。信託証書において管理会社に明示的に付与される補償は、法律により与えられる補償に追加されるものであり、これを損なわないものとします。

管理会社は、他のシリーズ・トラストに関連して発生した債務について、シリーズ・トラストの信託財産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任し、ファンドの管理会社の立場から免責されることがあります。かかる辞任と免責は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		313,374	38,749	401,155	49,603
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,070,010	997,857	8,050,201	995,407
		8,383,384	1,036,605	8,451,356	1,045,010
前払費用		18,750	2,318	18,750	2,318
資産合計		8,402,134	1,038,924	8,470,106	1,047,329
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,369	375,000	46,369
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,637	37,500	4,637
その他準備金	4	965,000	119,322	1,130,000	139,725
繰越利益	4	6,054,617	748,653	5,255,936	649,896
当期利益	4	556,554	68,818	633,681	78,355
		7,988,671	987,799	7,432,117	918,981
引当金					
納税引当金	5	215,740	26,676	807,746	99,878
		215,740	26,676	807,746	99,878
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	176,999	21,886	204,352	25,268
税金および社会保障債務					
税金債務		9,513	1,176	9,210	1,139
社会保障債務		11,211	1,386	16,681	2,063
		197,723	24,448	230,243	28,470

負債合計

8,402,134

1,038,924

8,470,106

1,047,329

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日終了年度		2015年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	323,029	39,943	379,754	46,957
人件費					
給与および賃金	8	744,856	92,101	811,587	100,353
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	73,619	9,103	71,873	8,887
その他営業費用		25,000	3,091	25,000	3,091
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	14,201	1,756	1,916	237
所得税	5	111,467	13,783	110,827	13,704
当期利益		556,554	68,818	633,681	78,355
費用合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583
収益					
純売上高	1	1,843,927	228,002	2,025,472	250,450
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、10	4,799	593	9,166	1,133
収益合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2016年３月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年１月１日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第８項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年３月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年３月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2016年３月31日および2015年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(8,987)	9,166
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	4,799	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(5,214)	(1,916)
	(9,402)	7,250

注8 - スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	117,000	119,250
コンサルタント報酬	—	45,224
海外規制費用	95,695	104,173
その他費用	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		313,374	401,155
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	10	8,070,010	8,050,201
		<u>8,383,384</u>	<u>8,451,356</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u>8,402,134</u>	<u>8,470,106</u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	965,000	1,130,000
Profit brought forward	4	6,054,617	5,255,936
Profit for the financial year	4	556,554	633,681
		<u>7,988,671</u>	<u>7,432,117</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	215,740	807,746
		<u>215,740</u>	<u>807,746</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	176,999	204,352
Tax and social security debts			
Tax debts		9,513	9,210
Social security debts		11,211	16,681
		<u>197,723</u>	<u>230,243</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u>8,402,134</u>	<u>8,470,106</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2016</i>	<i>Year ended March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9, 10	323,029	379,754
Staff costs			
Salaries and wages	8	744,856	811,587
Social security on salaries and wages	8	73,619	71,873
Other operating charges		25,000	25,000
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	7, 10	14,201	1,916
Income tax	5	111,467	110,827
Profit for the financial year		556,554	633,681
TOTAL CHARGES		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>
INCOME			
Net turnover	1	1,843,927	2,025,472
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 10	4,799	9,166
TOTAL INCOME		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936
Previous year 's profit	---	---	633,681
Net release of net worth tax reserve	---	(340,000)	340,000
Net worth tax reserve	---	175,000	(175,000)

Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
------------------------------	--------	---------	-----------

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax ("NWT") reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the "Circular") modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Interest and other financial charges or income

	<i>Year ended March 31, 2016 EUR</i>	<i>Year ended March 31, 2015 EUR</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(8,987)	9,166
Interest income/(charges) on short term deposit contracts	4,799	---
Interest income/(charges) on current accounts	(5,214)	(1,916)

(9,402)	7,250
---------	-------

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Domiciliation fees	117,000	119,250
Consultancy fees	---	45,224
Overseas regulation fees	95,695	104,173
Other charges	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款の変更に要する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定に従ってAIFを管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。2010年法に基づき、金融監督委員会は、管理会社が6ヶ月以上活動を停止している場合、管理会社に付与した権限を取消す可能性があります。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款の変更に要する方法により採択された株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2016年4月末日現在、500,000ユーロ（約6,183万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島当局から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2016年4月末日現在、28,000,000ユーロ（約34億6,220万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2016年4月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2016年4月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 為替ヘッジコンサルタント

名称

ノムラ・アセット・マネジメント・USA インク

(Nomura Asset Management U.S.A. Inc.)

資本金の額

2016年3月末日現在、39,523,288米ドル（約43億8,471万円）

事業の内容

為替ヘッジコンサルタントは、投資助言、管理およびその他の関連する業務を機関投資家および投資ビークルに対して提供するニューヨーク州の法人です。為替ヘッジコンサルタントは、投資顧問会社としてSECに登録されています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条に基づく適用除外者として登録されています。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。受託会社がファンドに関して有価証券投資事業を行う場合、受託会社は、本社債への投資を行うことにより、またはファンド資産に関して受託会社としてその他の投資決定を行うことにより、受託会社としての職務を履行する上で必要または付随する行為のみを行います。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有します。受託会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社の現実の故意による懈怠、詐欺または過失により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社および為替ヘッジコンサルタントに委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失または受託会社がその義務を未必の故意により無視することによる作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。信託証書において受託会社に明示的に付与される補償は、法律により与えられる補償に追加されるものであり、これを損なわないものとします。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後によりのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の日または受託会社の清算開始から30日以内に管理会社が後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者は、随時受益者の決議をもって、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することができます。

（2）保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつファンドの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意による懈怠、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社に対し責任を負いません。

保管契約に基づき、受託会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およ

びあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した代理人側の故意による懈怠、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から保管会社を補償します。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、ファンドに関して保管契約に基づく保管会社の義務の全部または一部を保管会社に代わって履行するのに適切であると考え、副保管会社または代理人を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社はファンドに関し、会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録および譲渡サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意による懈怠、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。管理会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生しまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から事務代行会社を補償することに同意します。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

管理会社は、日本における販売会社およびトラストの代行協会員として野村證券株式会社を選任しています。

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社が受益証券の日本における公募の目的で管理会社に対して通知した注文を満たす数の受益証券を管理会社が発行し、販売会社は、かかる受益証券を販売しました。販売会社は、受益者を代表して、受益者が保有する受益証券の全部または一部について、買戻日に管理会社またはそれに代わる事務代行会社が買戻すよう請求することができます。ただし、買戻しの単位は各クラスの受益証券につき100口単位とします。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(4) 為替ヘッジコンサルタント

為替ヘッジコンサルタント契約に従い、信託証書の条項、ファンドの投資目的ならびに投資方針および投資ガイドラインに基づき、かつ、本書に規定される投資制限に基づき、為替ヘッジコンサルタントは、受託会社に対し、Aクラス受益証券に係るファンドの為替ヘッジ取引に関して、アドバイスを提供します。

為替ヘッジコンサルタントならびにその取締役、役員、従業員および代理人（以下「為替ヘッジ関連被補償当事者」と総称します。）は、為替ヘッジコンサルタント契約に基づく為替ヘッジ関連被補償当事者の義務の履行によって為替ヘッジ関連被補償当事者が受けるあらゆる訴訟行為、経費、請求、損失、合理的な費用または要求について、ファンドの資産から補償を受けるものとします。ただし、かかる為替ヘッジ関連被補償当事者の故意による懈怠、詐欺または重大な過失による作為または不作為に起因する訴訟行為、経費、請求、損失、費用または要求に関する場合を除きます。

為替ヘッジコンサルタントならびにその取締役、役員、従業員および代理人の故意による懈怠、詐欺または重大な過失がない場合、為替ヘッジコンサルタントは、為替ヘッジコンサルタント契約に基づいて為替ヘッジコンサルタントまたはその取締役、役員、従業員もしくは代理人が提供した役務によるまたはこれに関連した作為または不作為について責任を負いません。ただし、為替ヘッジコンサルタント契約のいかなる内容も、ファンドまたは受託会社が、適用ある法律に基づいて有する法的権利または救済手段を放棄する意図はなく、かつ放棄することはありません。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した

国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信

託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者

の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務(パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う)を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法(2014年改正)に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

(v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グラントコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グラントコートは受託会社に対して投資信託資産からグラントコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくはは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改正)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2015年改正)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかする者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。

- (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2015年6月30日	有価証券報告書（第8期）
2015年9月29日	半期報告書（第9期中）

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

独立監査人の報告書

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド 受託会社 御中

我々は、ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド（以下「ファンド」という。）の2015年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ベスト・トレンド・ファンドの2015年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、あらゆる重大な点において公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。したがって、我々がかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2016年4月27日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura Best Trend Fund, a series trust of Nomura Best Trend Series Trust

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Best Trend Fund (the "Fund") which comprise the statement of net assets, including the statement of investments, as at December 31, 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura Best Trend Fund as at December 31, 2015, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other Matter

Supplementary information included in page 9 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG LTD.

April 27, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ノムラ・ベスト・トレンド・シリーズ・トラスト ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド 受託会社 御中

我々は、ノムラ・ベスト・トレンド・ファンド（以下「ファンド」という。）の2014年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む、純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事柄を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ベスト・トレンド・ファンドの2014年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、あらゆる重大な点において公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

財務書類に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。したがって、我々がかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年 4月28日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Nomura Best Trend Fund, a series trust of Nomura Best Trend Series Trust

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Best Trend Fund (the "Fund") which comprise the statement of net assets, including the statement of investments, as at December 31, 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura Best Trend Fund as at December 31, 2014, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other Matter

Supplementary information included in page 9 of the financial statements has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG LTD.

April 28, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。